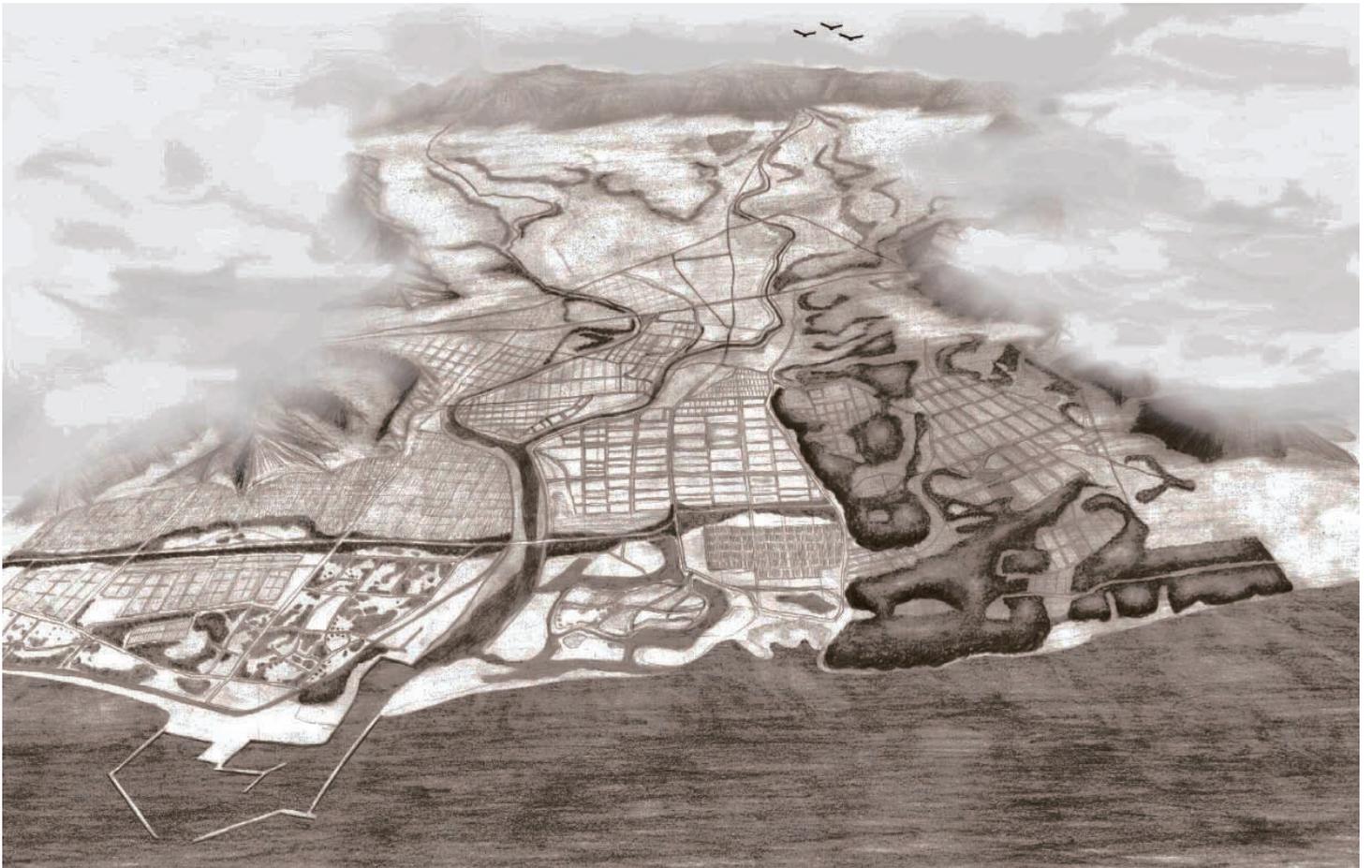


# 浪江宣言

13・03

協働復興まちづくりに向けた具体像と、実現へ向けた協働の仕組みの提案



なみえ復興塾

まちづくり NPO 新町なみえ

協力：浪江町

早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室

2013年3月9日

## 浪江宣言 13・03 ー協働復興まちづくりに向けた具体像と、実現へ 向けた協働の仕組みの提案

---

発行

2013年3月9日 第一刷発行 ©

2013年5月9日 第二刷発行

特定非営利活動法人・まちづくり NPO 新町なみえ

住所：福島県二本松市郭内1丁目81番

電話：080-2800-0653

印刷 / 製本

(有) 3 プリントサービス

編集

早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室  
事務局

早稲田大学都市・地域研究所

住所：新宿区早稲田鶴巻町513 120-4号館005室

電話：03-5272-6192 内線：3038

2012年10月1日からの活動は科学技術振興機構社会技術開発センター「広域  
避難者のための多居住・分散（統合）型ネットワーク・コミュニティの形成」研究  
プロジェクト等の資金により運営されています。また、総務省域学連携事業などの  
事業も一部含まれています。

本報告書に記載されている内容は、「まちづくり NPO 新町なみえ」主催で開催された「なみえ復興塾」におけるワークショップを経て、浪江町民の皆様の意見交換や提案をもとにとりまとめたもので、2012年8月に発行した「浪江復興のための道筋と24のプロジェクト」に続くものです。この経緯は巻末にあるとおりです。

記載されているプロジェクトの実現可能性、技術的検討は未だ不十分であり、原発の収束状況や除染進捗等に応じてさらなる検討が必要です。しかし、ここでは、現在の状況を踏まえたうえで、浪江町復興への町民の思いをできる限り具体的なイメージとして描いたものです。

なみえ復興塾での模型を使ったワークショップや、プロジェクトのイメージについては、早稲田大学都市・地域研究所+佐藤滋研究室及び浅野光行研究室との協働で進めて参りました。この長期的な被災地の復興を継続して成し遂げる為に、支援・協力する側の専門家を現場で育てることも重要です。学生や若手研究者が叱咤激励を頂きながら成長する貴重な学習の場となっていることも、付記します。

また、これまでさまざまな地区において様々な提案がされており、それらを参考にさせていただいています。全ての先行提案等を、注記することはできていないかと思いますが、ここに記して感謝の意を表します。

ここでの提案を今後の浪江町民の皆様の生活再建やコミュニティの復興に向けた検討や、浪江町復興計画の策定などにおいて、参考にして頂ければ幸いです。

2013年3月9日

# 浪江宣言

## 13・03

私たち浪江町民は、東日本大震災の地震・津波災害に加え、福島第1原子力発電所事故により、考えてもみなかった悲惨な状況におかれています。中でも原子力発電所事故当初からの東京電力と政府の対応に対しては憤りを禁じ得ません。事故とその後の町民を苦しめた対応に関して徹底的な検証と、町民と町への正当な損害賠償、補償、そして苦痛に対する慰謝料などの支払いを求めるものです。

しかし、町外にバラバラに避難することを強いられている私たち浪江町民は、国や県による賠償や復旧・復興事業を求めるだけでなく、浪江町行政と協働して、自ら復旧・復興のまちづくりに取り組むことにより、このような人類の歴史上あり得ない災害を乗り越え、どこにも実現できていない歴史に残る素晴らしいまちづくり・地域づくりを目指さなければなりません。

なみえ復興塾では2012年8月に、多くの町民の方々とワークショップや議論を元に、「浪江町―復興への道筋と24のプロジェクト」を発表しました。2012年10月からは、これを出発点にして、より具体的なプロジェクトを検討してきました。これらの構想を広く町民の皆様に提言し、理解をいただき、実行するための体制整備と具体的な動きを始めたいと考えています。

今回発表する「浪江宣言 13・03 協働復興まちづくりに向けた具体像と、実現へ向けた協働の仕組みの提案」はまさに、私たちなみえ復興塾に結集した者達の決意であり、復興に取り組む宣言でもあります。これらを元にして、国・県そして浪江町行政が推進する生活・産業基盤の復旧・復興と連携し、避難先である二本松市や福島市をはじめとする自治体・市民・さまざまな組織とも連帯して、私たち浪江町民や市民団体、NPO法人、福祉事業者や民間企業、産業団体などが協働して、復旧・復興まちづくりに取り組むことを宣言します。

2013年3月9日 なみえ復興塾 一同

# 目次

## 浪江宣言 13・03

浪江宣言 13・03 2. 総意を協働復興の力に・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1p

### 協働復興まちづくりに向けた具体像と

実現へ向けた協働の仕組みの提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3p

1. コミュニティをネットワークする統合型移動システム「新ぐるりんこ」 4p

2. 避難先の中心市街地に協働復興街区を建設する「まちなか型町外コミュニティ」 8p

3. 仮設住宅団地と周辺に形成される「郊外型町外コミュニティ」 14p

4. 浪江町への帰還の起点となる沿岸部の高台に形成する前線拠点としての

「町内コミュニティ」

5. 30年後、若者と共に住まう「町内ニュータウン」 24p

6. 浪江町復興に向けた事業モデル 28p

浪江宣言 13・03 3. 浪江町―協働復興まちづくりのための10提言(案)・・・・ 31p

これまでの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39p

1. 浪江町の市民版復興シナリオ検討支援のプロセス 40p

2. 浪江町復興への道筋と24のプロジェクトの想定(2012年8月の報告書より) 42p

# 浪江宣言

13・03

## 2. 総意を協働復興の力に

浪江復興塾では2012年の8月に「浪江復興のための道筋と24のプロジェクト」をまとめて、発表しました。繰り返しワークショップで議論して提案した内容は、現実的なイメージとと思っていましたが、発表したシンポジウムでは「夢」とか「希望」という言葉が飛び交いました。そして、この提案を取り上げてくださった福島民報の論点には「夢を復興の力に」という、私たちがまさに思っていたことがずばり表現されました。被災して住民がいなくなった浪江町では、時間が止まっていて、その止まっている間に復興の夢と希望を描いてみよう、というのが、昨年3月に始まった復興塾の最初の半年の目標でした。

そして、次の半年は、このことをベースにしながらも、動いている浪江の時間、すなわち避難している場所から、動いている暮らしを出発点にビジョンを描き、実現への具体的な道筋を描くことが目標になりました。仮設住宅で生活の復興もままならず、仕事の再建も見えない中で、この状態、この流れを何とか復興に向けて大きく舵を切るためのビジョンと方法を検討したのが、この半年間でした。

具体的な住宅やまちのイメージもワークショップでの俎上にあがり、「合意」ができたと言うより、さまざまな人や立場でさまざまな目標像があることを参加者が理解し合い、互いに認め合い「総意」を形成するプロセスを進めたといった方がよいでしょう。このようなものを、復興塾に参加なさらなかった方々にもご理解していただいて、「浪江町の総意」とすることができれば、これがまた復興に向けて大きな力になるでしょう。今後しばらくは、浪江町を離れて避難を続けながら、さまざまな生活の再建に向けて動きだし、形にしてゆくプロセスが進みます。多様な生活再建の姿がそれぞれで計画・実践されても、それらをお互いに理解し、相互に力づけるように連携し、つなぎ合わせて浪江のコミュニティを統合してゆくことが大切なのです。

ここでは、6つの始動プロジェクトの具体像を提案し、関係者の皆様と協働して実行したいと考えます。

### 分散から統合へネットワーク・コミュニティによる浪江町の復興

そこで出てきたのが「ネットワーク・コミュニティ」という考え方です。さまざまな町外コミュニティ・仮の町、あるいは町内の帰還のための前線拠点が、それぞれ離れて存在していても、それらが密接につながって「一つの浪江」を維持し、育むイメージです。浪江町で親しまれていた注文に応じて利用できる小型バス「ぐるりんこ」を避難先で復活するなど、ネットワーク・コミュニティを支え、町民の生活を充実させるためには様々な仕組みを整えなければなりません。

## まちづくり組織に結集しよう

そして、このような復興まちづくりを動かすには、行政や官の側だけではなく、民の側の力と活力は欠かせない、自らが進めなければ何も動かない、ということも、浪江塾のワークショップでは確認されました。被災者の皆さんには大変なことです、生き生きとした復興の道筋は、主体性と自律性を基盤にしなければ進められないことはこの2年間を見れば明らかです。そのために具体的な像と内容を提案し共有して、実行するための役割を担うために必要ならば組織を立ち上げて、国・県そして浪江町の行政を動かし、協働して復興を進めることが次の段階の課題です。

その中核になるのは各種の「まちづくり会社」です。NPO 法人や協同組合、株式会社あるいは社会福祉法人など、地域の復興まちづくりに貢献するものはすべて広い意味の「まちづくり会社」です。

## 6つの始動プロジェクトを協働復興のシンボルに

そして、多様な市民セクターが結集して、市民の政府としての浪江町と強力な協働体制のもとで進めるのが、浪江町が目指す「協働復興まちづくり」です。政府や県も強力な復興支援のための財政措置や施策を用意しつつありますし、復興への基盤整備も動き出そうとしています。そして、「浪江宣言 13・03」に盛り込まれている提言も政府関係、国・県そして浪江町にも提出し、支援の方策や制度の整備を求めています。

そして、ここに提案する6つの始動プロジェクトを、様々な主体による協働の布陣を築いて実現し、協働復興のシンボルにしたいものです。

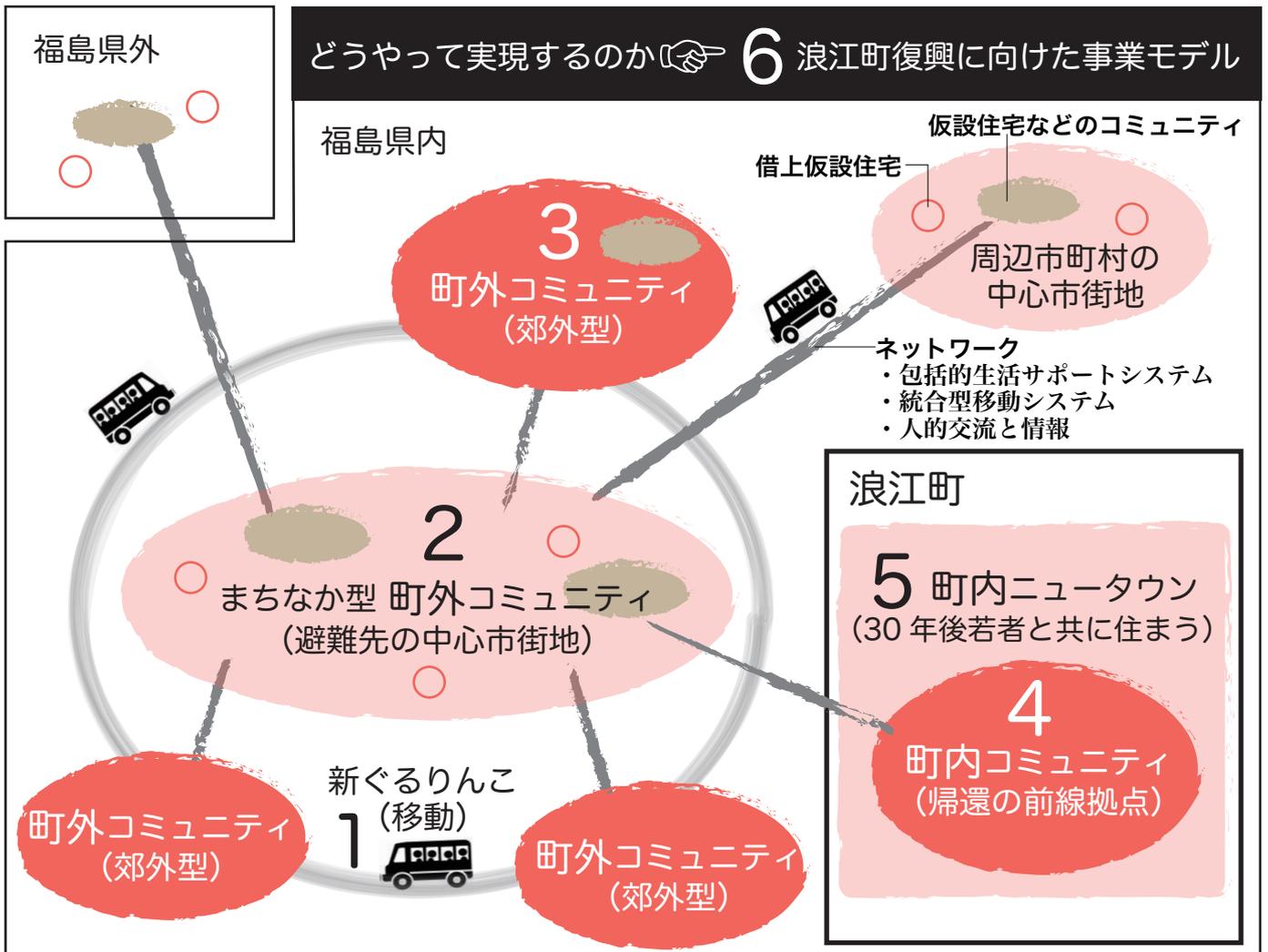
それぞれが自立して復興まちづくりを担い、また連携・連帯して復興まちづくりの全体像を描き出すことを、このレポートを元に進めたいと考えます。

# 協働復興まちづくりに向けた具体像と 実現に向けた協働の仕組みの提案

## 協働復興のプロセス

事業期間	第一段階 復旧始動期		第二段階 復興基盤形成期		第三段階 定住環境整備期		第四段階 本格的な帰還期	
	プロジェクト名	なにかし号	みらい号	えんじょい号	なにかし号	みらい号	えんじょい号	なにかし号
1 新ぐるりんこ	試験運行	サービス形態の拡張	一時帰宅時の送迎	帰還の前線拠点での移動サポート				
2 まちなか型 町外 コミュニティ	準備	復興公営住宅、福祉・商業拠点などの建設						
3 郊外型 町外 コミュニティ	仮設住宅団地	居住環境改善	仮設から公営住宅へ	前線拠点へ				
4 帰還のための 前線拠点	準備	4 町内コミュニティの建設	仮設住宅団地の隣接地に建設	前線拠点へ				
5 本格的な帰還のためのニュータウン建設								
浪江町内の復興	除染作業	都市基盤整備	住環境整備					本格的帰還
	2013年	2015年	2018年	2020年	2025年	2030年		2050年

## 協働復興のための始動プロジェクトの位置づけ



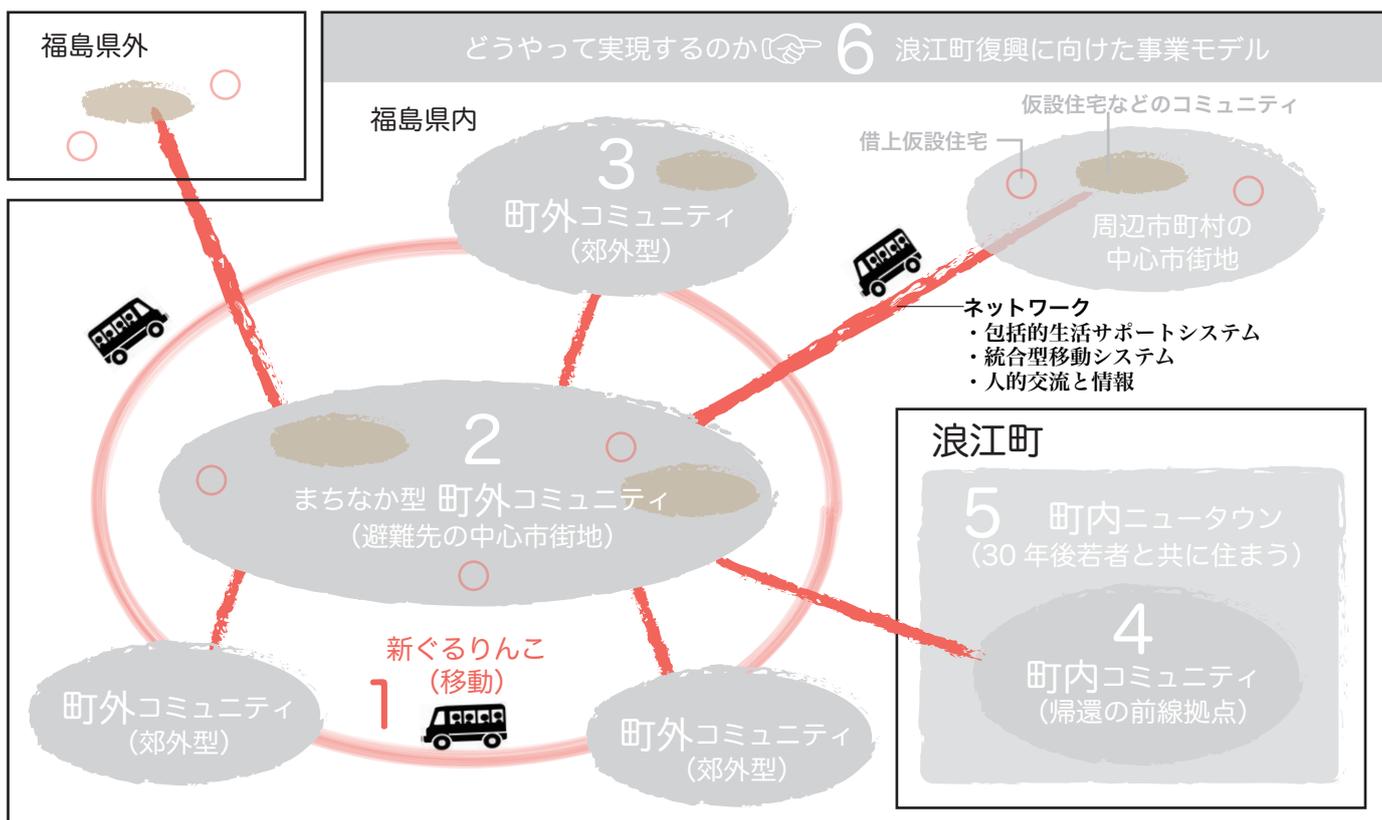
# 1. コミュニティをネットワークする統合型移動システム「新ぐるりんこ」

日常的な生活・浪江町への帰還・避難生活に楽しみを見つめる娯楽を目的とした統合型移動サービスでネットワークし、仮設住宅や借上仮設住宅での孤立しやすい暮らしを包括的にサポートするシステムを構築する。

ヒアリング調査等により、仮設住宅の規模や立地条件によって、移動に関するニーズは多様であること、多くの人々が、「どこに、どのような施設があるのか分からない」、「地理に不案内なため運転するのが怖い」といった不便・不安を感じていることが分かった。さらに、既存の移動サービスは、日常生活の一部をサポートするものに限定されていること、空き時間等を利用した車輛の有効活用が可能ながことが明らかとなった。

事業期間	第一段階 復旧始動期	第二段階 復興基盤形成期	第三段階 定住環境整備期	第四段階 本格的な帰還期
プロジェクト名				第四段階 本格的な帰還期
1 新ぐるりんこ	なかよし号	試験運行	サービス形態の拡張	
	みらい号	準備	一時帰宅時の送迎	帰還の前線拠点での移動サポート
	えんじょい号	企画の立ち上げごとに実施		
2 まちなか型 町外 コミュニティ	準備	復興公営住宅、福祉・商業拠点などの建設		
3 郊外型 町外 コミュニティ	仮設住宅団地	仮設住宅団地の隣接地に建設		
4 帰還のための 前線拠点	準備	4 町内コミュニティの建設	5 本格的な帰還のためのニュータウン建設	
浪江町内の復興	除染作業	都市基盤整備	住環境整備	本格的帰還
	2013年	2015年	2018年 2020年	2025年 2030年 2050年

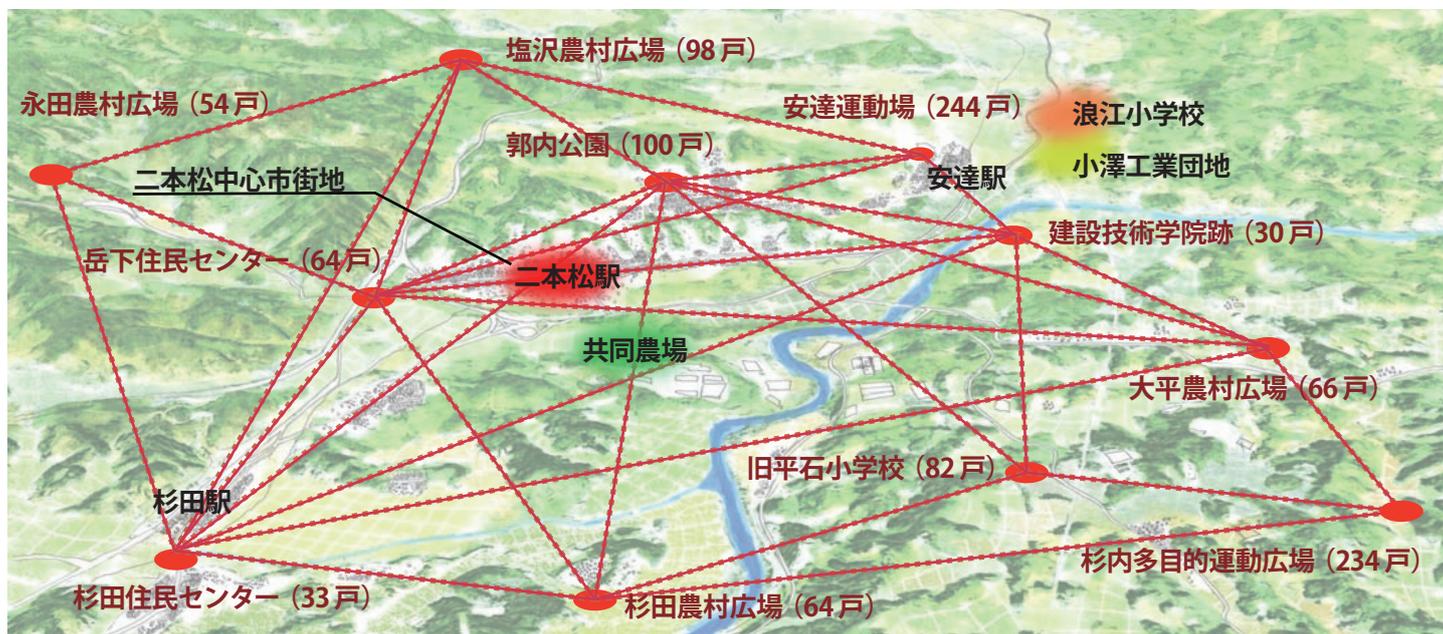
協働復興のプロセス：「新ぐるりんこ」



協働復興のための始動プロジェクト：「新ぐるりんこ」

# 統合型移動システム「新ぐるりんこ」

浪江町民を対象にした新たな統合型移動システム。  
浪江町で運行していた「ぐるりんこ」を復活させ、二本松市に避難している浪江町民の生活を包括的にサポートする移動システム。

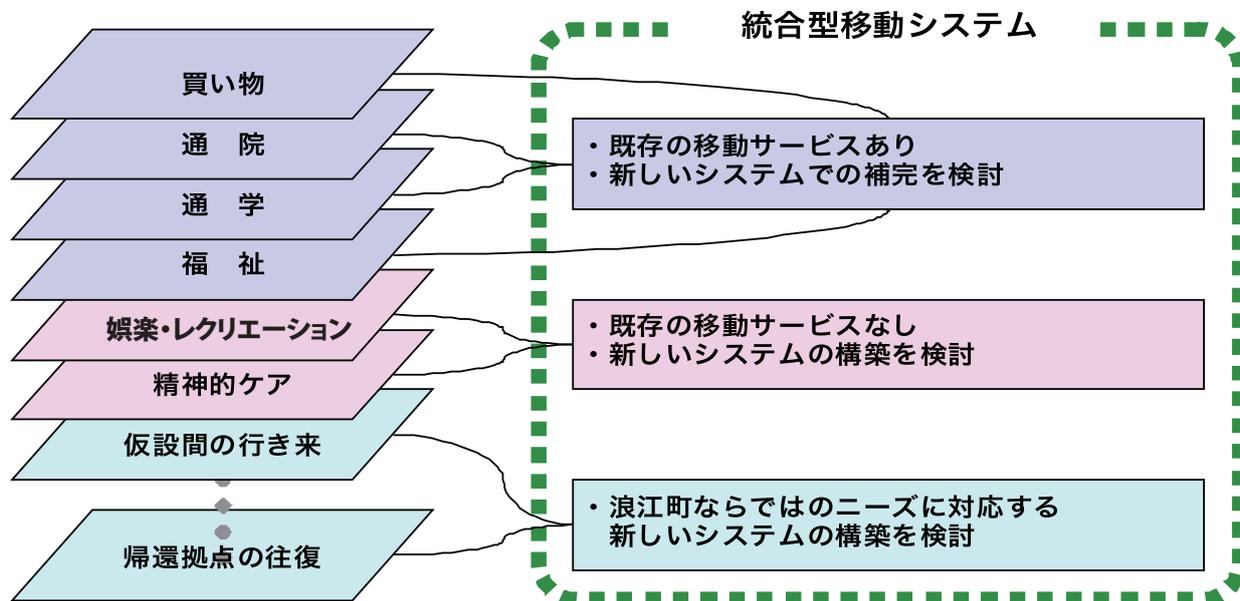


## 浪江町民のおもい

- ・仮設住宅・借り上げ住宅に住む方の約7割が普段から自分で自動車を運転している
- ・仮設住宅と借り上げ住宅との交流が比較的少ない
- ・借り上げ住宅に住む浪江町民と二本松市民の交流が比較的少ない
- ・移動範囲が広がってしまい、自動車の利用が増えた
- ・土地勘がなくなったため、あまり運転しなくなった
- ・交通量が多く、坂が多いため、自動車の運転に不安がある
- ・避難している自治体ではどこに何があるのかが分からない

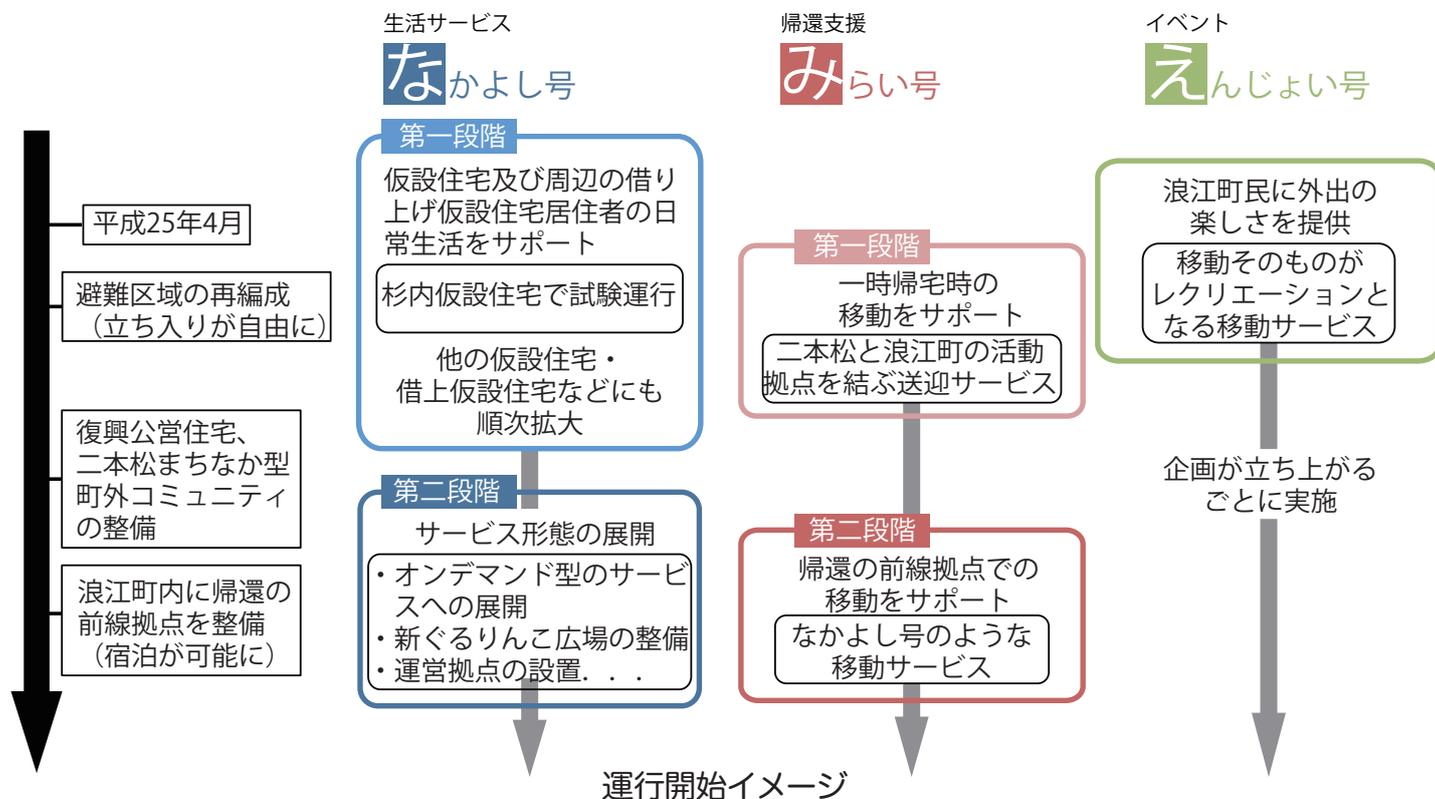
自動車を運転できない、または運転が不安である、どこにどんな場所があるのかが分からないなど、日常生活で、外出に不安を感じている人が多くいる。  
(2012年11月ヒアリング調査より)

新ぐるりんこは、日常生活の移動（買い物・通院・通学・福祉）を既存のサービスと新しいシステムでサポートし、娯楽・レクリエーション・精神的ケアの要素を付加しつつ、仮設（借上）住宅間の行き来、浪江町内の帰還拠点との連絡を統合した移動システムである。



# 新ぐるりんこの三つのサービス内容

買い物や通院といった日常生活における外出、浪江町への一時帰宅といった浪江町民ならではの外出、さらには分散してしまったコミュニティをつなぎ合わせるような活動、これらをサポートしていく三つの移動サービスによって構成される。



## ななかよし号

### 第一段階

「できることから」という意識のもと、個々の仮設住宅を中心に、仮設住宅及び周辺の借上仮設住宅の居住者の買い物や通院などの日常生活での外出をサポートするななかよし号の運行を開始する。

### 検討項目

- ・杉内仮設住宅で実際に始まるななかよし号の詳細 (2013年4月より実施)
- ・仮設住宅ごとの特性を踏まえた、移動サービスへのニーズの把握

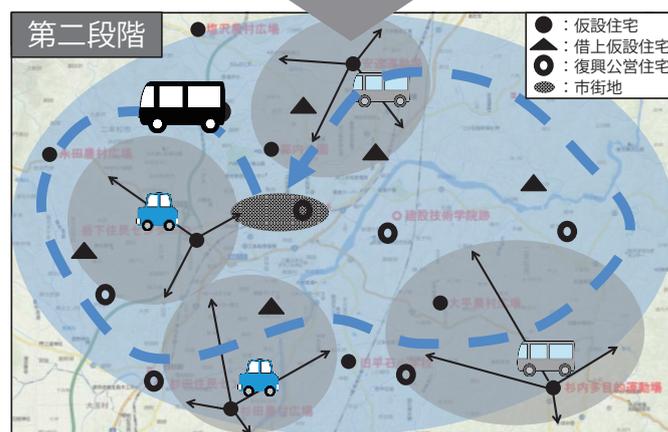
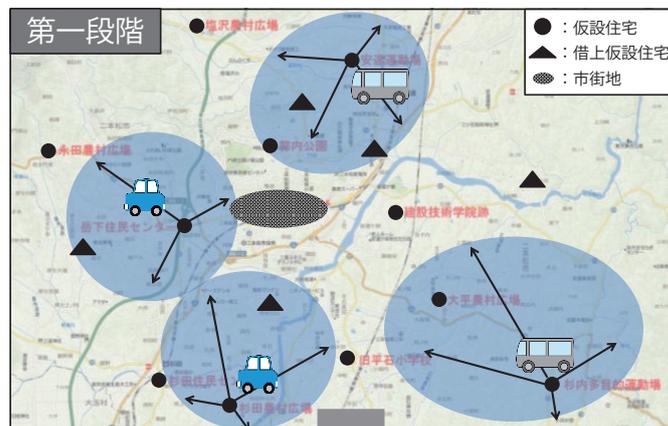
### 第二段階

復興公営住宅、まちなか型町外コミュニティ、郊外型町外コミュニティの整備など、生活環境の変化に対応した移動システムが必要となる。

二本松市全体をカバーする、新たなサービス形態のななかよし号が走り始める。

### 検討項目

- ・サービスの形態と対象 (オンデマンド型のサービス、二本松市民への拡大)
- ・ぐるりんこ広場の整備
- ・運営拠点の整備...



ななかよし号の事業拡大イメージ

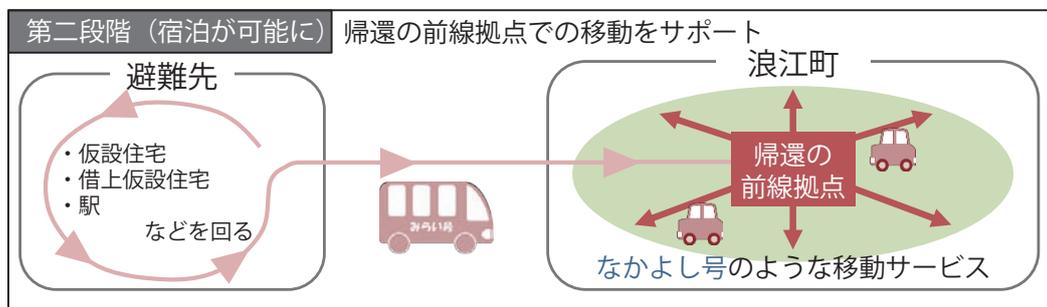
## 第一段階（一時帰宅）

避難先と浪江町の初期の活動拠点を結ぶ。避難先の仮設住宅・借上仮設住宅や駅など主要な施設を回り、一時帰宅を行う浪江町民のための送迎サービスとなる。



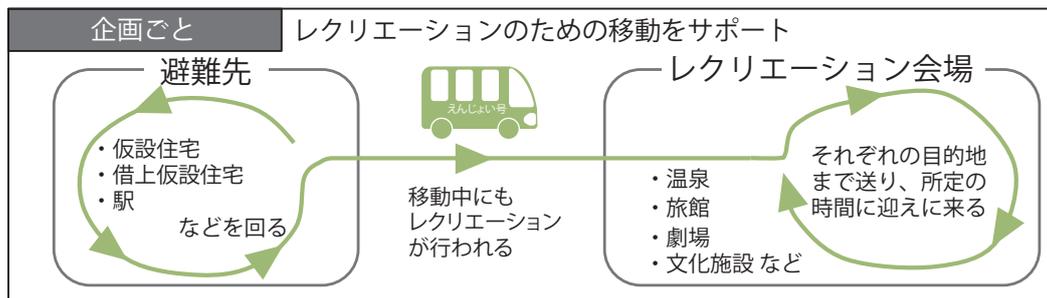
## 第二段階（前線拠点での宿泊が可能に）

浪江町での宿泊が可能となる段階においては、帰還の前線拠点においてもなかよし号のような移動サービスを開始する。



## 運行時期：企画が立ち上がるごとに実施

移動自体がレクリエーションとなる移動サービスである。引きこもりがちな人を対象に外出の楽しさを提供するために、移動しながらカラオケやお茶会を開催する。



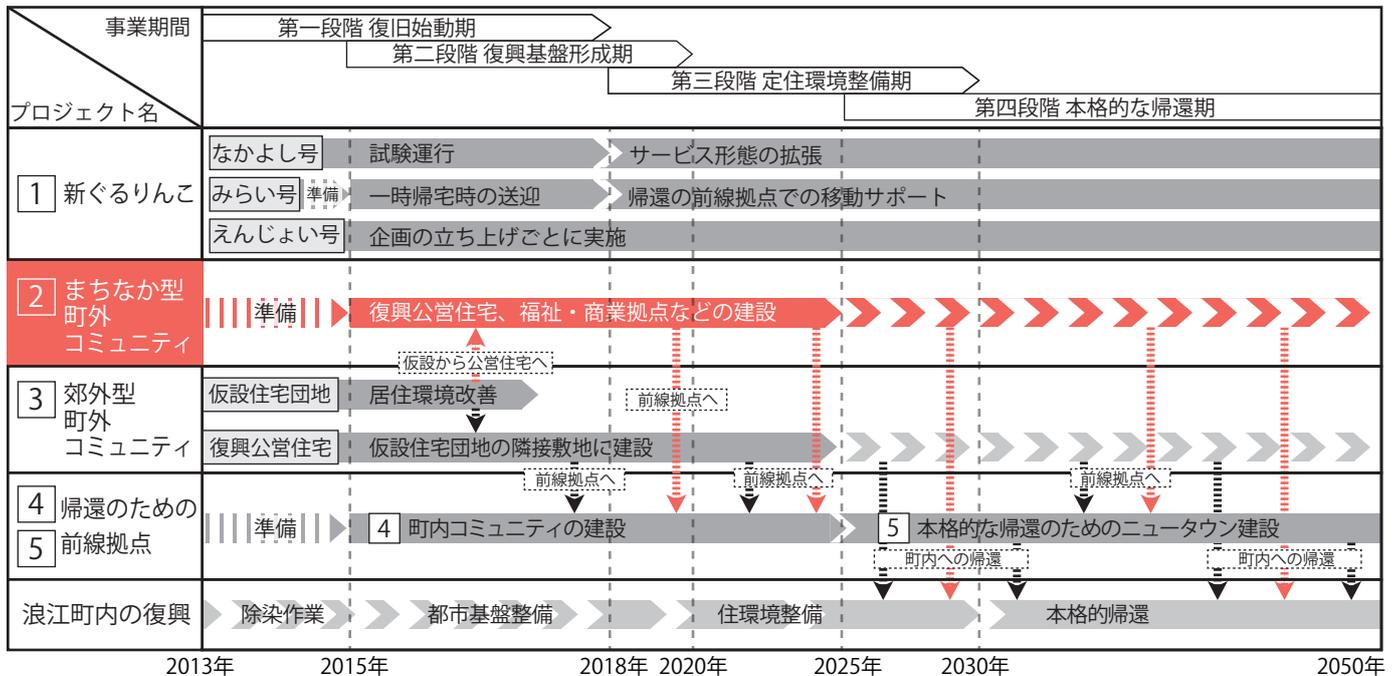
ログハウス型トレーラーハウス  
移動しながら車内でお茶会を開催



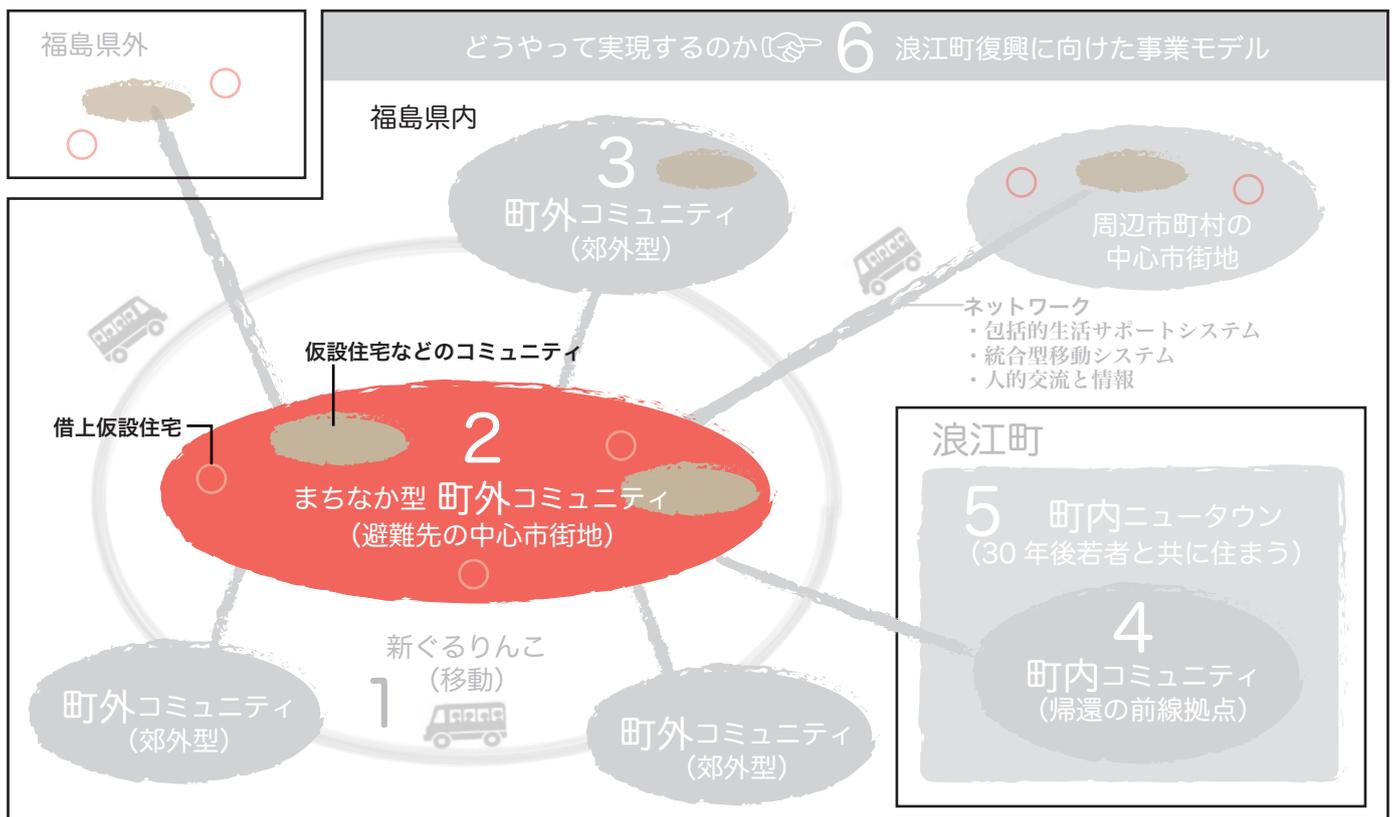
対面型座席バス  
移動しながら車内でカラオケを開催

## 2. 避難先の中心市街地に協働復興街区を建設する 「まちなか型町外コミュニティ」

復旧始動期と復興基盤形成期の暮らしの場として、避難先の自治体の中心市街地に、地元の商業者やコミュニティと、浪江町の商業者が協働して、まちなか型の復興公営住宅や商業・サービス機能を立地させて、賑わいのあるコンパクトなまちを形成し、長期にわたる避難生活のコミュニティの拠点とする。さらに、浪江町民の帰還後にも、まちなかの立地の良い公営住宅は需要もあるし様々な利用の転換も可能であり、持続的なまちづくりに繋ぐことができる。



協働復興のプロセス：「まちなか型町外コミュニティ」



協働復興のための始動プロジェクト：「まちなか型町外コミュニティ」

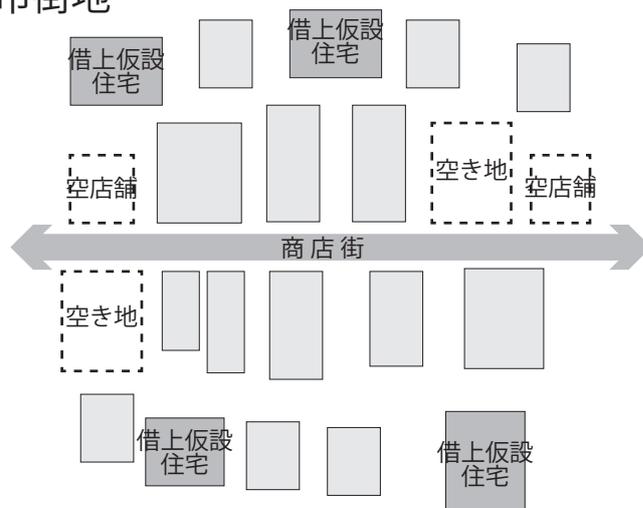
## 例えば二本松市を想定した場合の 協働復興街区・「まちなか型町外コミュニティ」の考え方

約2万人の浪江町民のうち、2652人が二本松市内に避難し、二本松の中心市街地にも、多くの浪江町民が、借上住宅で暮らしている。かつての賑わいを失っている中心市街地とはいえ、利便性が高く、高齢者や子供だけではなく歩いて暮らせる、生活しやすい環境がある。仮設住宅の閉鎖を機に、いくつかのまとまった町外コミュニティへの統合が進めば、浪江町の仮町役場のある二本松には、市外や県外から相当数の町民が中心市街地やその周辺に集まってくる可能性がある。ここでは、仮に二本松市内の浪江町民の人口が増加し、中心市街地に新たに400世帯が移住することを想定した「まちなか型町外コミュニティ」のイメージを描いた。

### 未利用地や空き店舗が目立つ現在の中心市街地

現在の中心市街地には、右の図のように空き店舗や空き地が多数点在しており、衰退傾向にある。

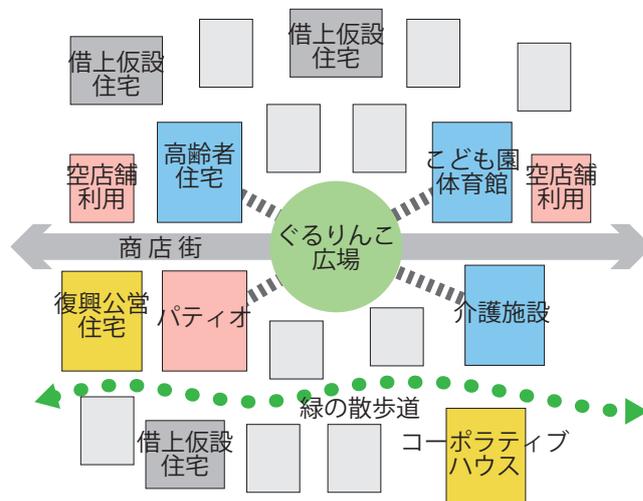
また、借上仮設住宅は分散的に存在しているため、仮設住宅団地とは異なりコミュニティから孤立しやすい傾向にある。また、こうした状況に対するサポートが少ないという課題がある。



### 浪江のコミュニティの拠点が立地して、地元と協働して賑わいを取り戻す

ここに仮設住宅から移住できる復興公営住宅を建設する他に、民間で建設した住宅を行政が借り上げ、または買い上げる方法や、コーポラティブハウスとして運営する方法が考えられる。

また、中心市街地を生活支援の拠点とするために、浪江あるいは地元の福祉事業者が、介護施設や高齢者住宅をまちなかに新設し、浪江町民のコミュニティを支える福祉拠点とする。浪江と避難先の地元の商業者やNPO等がグループをつくり、新たな商業拠点としてのパティオ事業を展開する。このような拠点が、二本松市民と、浪江町民の気軽な交流の場となる。



# 避難先のまちなかの復興住宅（復興公営住宅、分譲住宅等）

仮設住宅や復興公営住宅については、避難先自治体と浪江町の協定や連携が必須となるが、これに時間が要する場合は、まちなかでの買い上げ型／借り上げ型の復興公営住宅のプロジェクトを復興交付金を活用しながら、民間主体で実現していくことも考えられる。避難先の事業者と浪江町の主体が連携して検討し、浪江町民の帰還後には、避難先で責任を持って維持管理していくことを前提とした体制を作る必要がある。

→⑤復興公営住宅

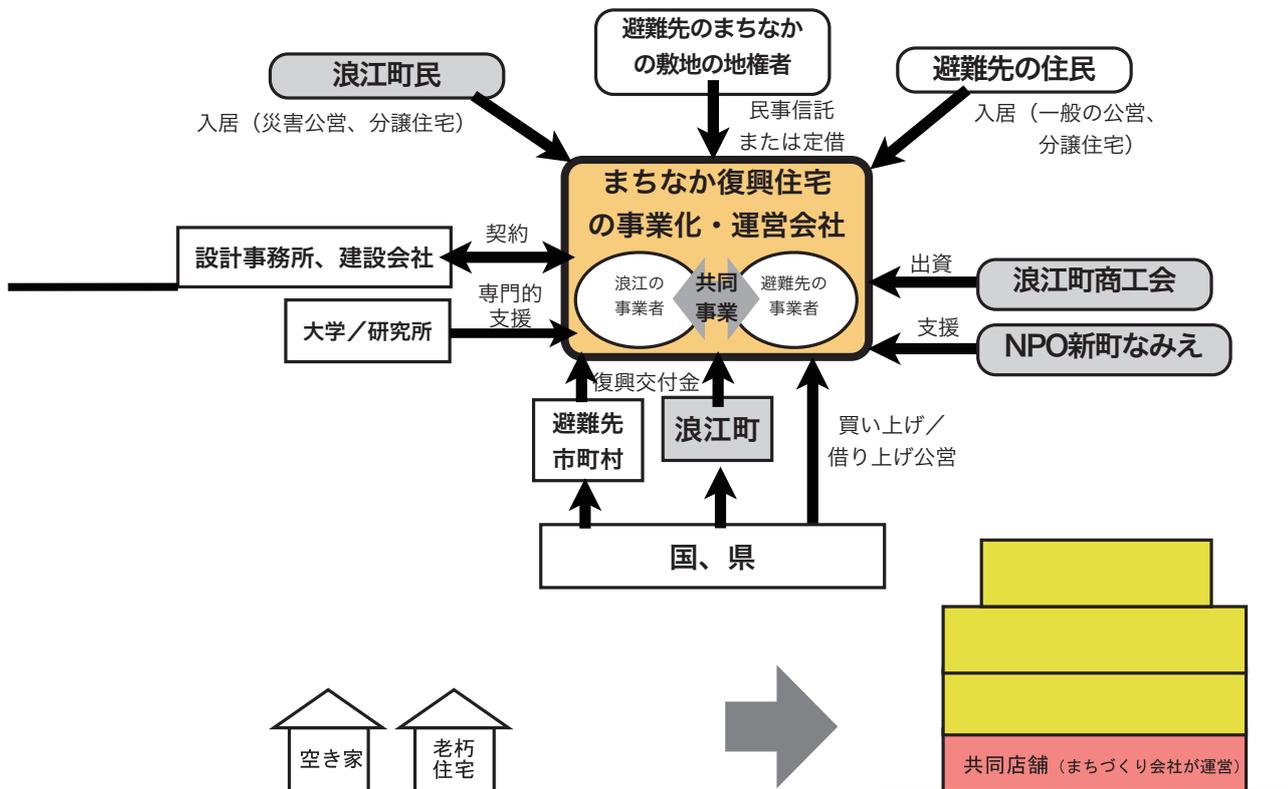
## 事例 こっぽら土沢(岩手県花巻市)



(18戸+店舗、敷地1000㎡)

商店主や地域住民が集まり、話し合いをしながら共同建て替えをした店舗付のコラボティブハウス。商店や訪問看護ステーションといった施設が付属し、様々な人がまちなかで安心して集まって住むことができる。

## 事業のイメージ



浪江と避難先の事業者が共同で、まちづくり会社を設立し、避難先の空き地等を民事信託によって、土地活用を行う。

複数の敷地を共同化し、共同住宅を建設し、まちづくり会社が管理する。一部の床は買い上げ・借上復興公営住宅として、行政が管理する。

また、1階に共同店舗を併設すれば、まちづくり会社がテナント収入を得ることもできる。

# 避難先のまちなかの商業拠点となるパティオ事業

まちなかで商業拠点となるパティオ事業を実施する場合も避難先のまちなかの復興住宅と同様に、浪江町商工会と避難先の商業組織の連携が必須である。連携体制を整えて、関係者の出資のもとで共同事業を行うためのまちづくり会社を設立し、復興交付金を活用しながら、両者にとってのコミュニティの活性化につなげていくことができればよい。

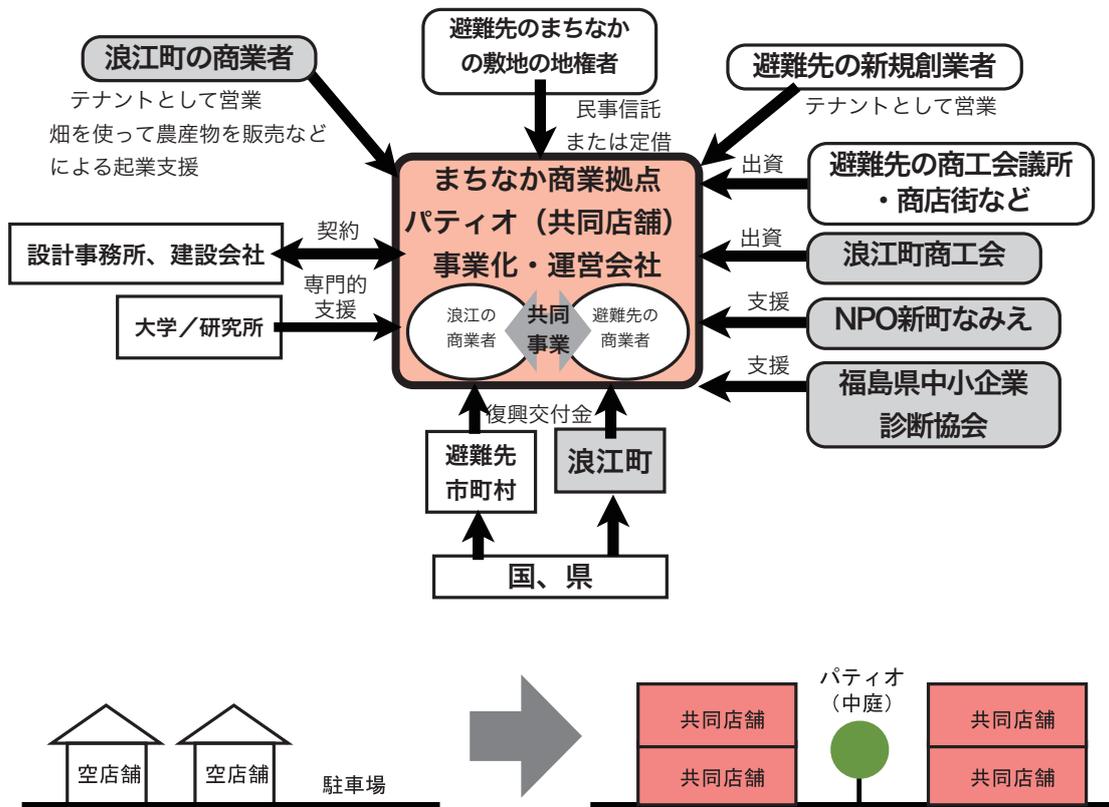
→②パティオを囲んで集う商業拠点

## 事例 ぱていお大門(長野県長野市)



歴史的建物を活かした新築・改修による商業中庭空間の整備。まちづくり会社がトータルプロデュースを行い、整備後も中庭でのイベント企画・運営を行い、観光客の回遊性創出に寄与している。

## 事業のイメージ



浪江と避難先の事業者や商店街が共同で、まちづくり会社を設立し、避難先の空き地等を民事信託によって、土地活用を行う。

複数の敷地を共同化し、パティオ（中庭）を囲む共同店舗を建設し、まちづくり会社が管理する。テナントには浪江商業者が集まると同時に、避難先の商業者と共同で新規事業が生まれる可能性もある。

## 協働復興街区・まちなか型町外コミュニティのイメージ

避難先の中心市街地には、商店街、病院、駅、学校などの公共施設が集まっているため、高齢者や子供には生活しやすい環境がある。ここに閉鎖される仮設住宅の居住者がまとまって移住できる復興公営住宅を確保する。郊外と比べて中心市街地ではまとまった用地の確保は難しい。そこで、地権者の意向をとりまとめて、共同建替えによって共同住宅を建設し、これを行政が借り上げまたは買い上げて復興公営住宅として使用する方法もある。高齢者と環境に配慮した浪江町民のコミュニティを支えるまちなか拠点となり、二本松市民との交流の場ともなる。

### ②パティオを囲んで集う商業拠点

### ⑤復興公営住宅

### ④緑の散歩道

空き家の活用

空き店舗の活用

### ③みんなで集まって住む コーポラティブハウジング

## ①コミュニティを支える福祉拠点



A.新ぐるりんこ・  
統合型移動システムの拠点

浪江町民の移動に加え、交通の結節点とし、賑わいの拠点となる。



B.高齢者複合施設・高齢者住宅

高齢者住宅が併設された介護施設(ショートステイ・デイケア等)の他、在宅介護者への配食サービスなども行う。



C.こども園・体育館

子育て支援施設の他子どもが集まってイベント郷土教育等が行われる場となる。

## ⑤復興公営住宅の建設



兵庫県芦屋市南芦屋浜震災復興公営住宅  
<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/gakugei/kobe/s-kir/ek/23.html>

通常の自然災害では、自力での住宅再建が難しい人のために公的な賃貸住宅が供給される。東日本大震災では、低所得者に対して十年間の家賃の低減化が図られる。

A. 新ぐるりんこ・  
統合型移動システムの拠点

B. 高齢者複合施設  
高齢者住宅

C. こども園・体育館

①コミュニティを支える福祉拠点

③みんなで集まって住む  
コーポラティブハウジング

②パティオを囲んで集う商業拠点

③みんなで集まって住む  
コーポラティブハウジング

④まちなかを快適に繋ぐ緑の散歩道



浪江町や避難先の事業者たちが、パティオ（＝中庭）を囲んだ建物に居住しながら商業を営む。



復興公営住宅の他、個人での自宅再建が困難な浪江町民が（避難先の住民を含む場合もある）共同建替えを行い、集まって居住する。



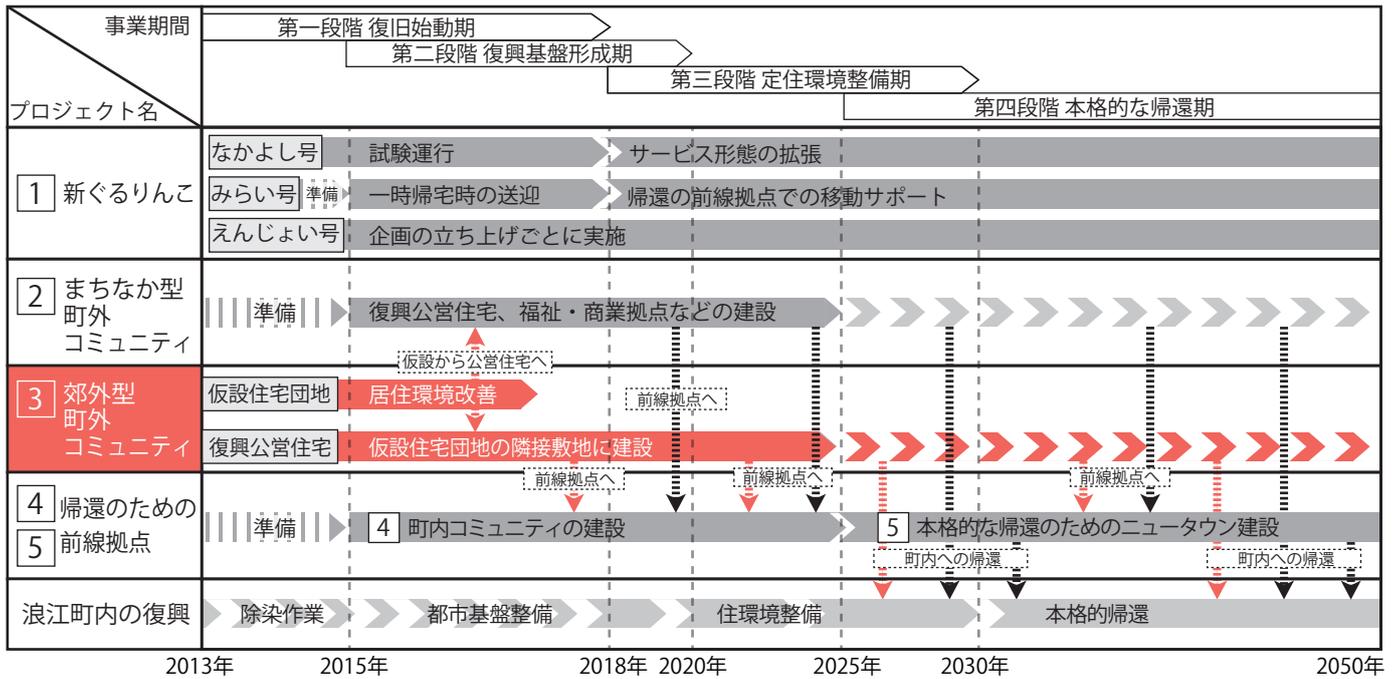
パティオや子ども広場などが連続することで、緑地が繋がれ、緑の散歩道ができる。

# 3.

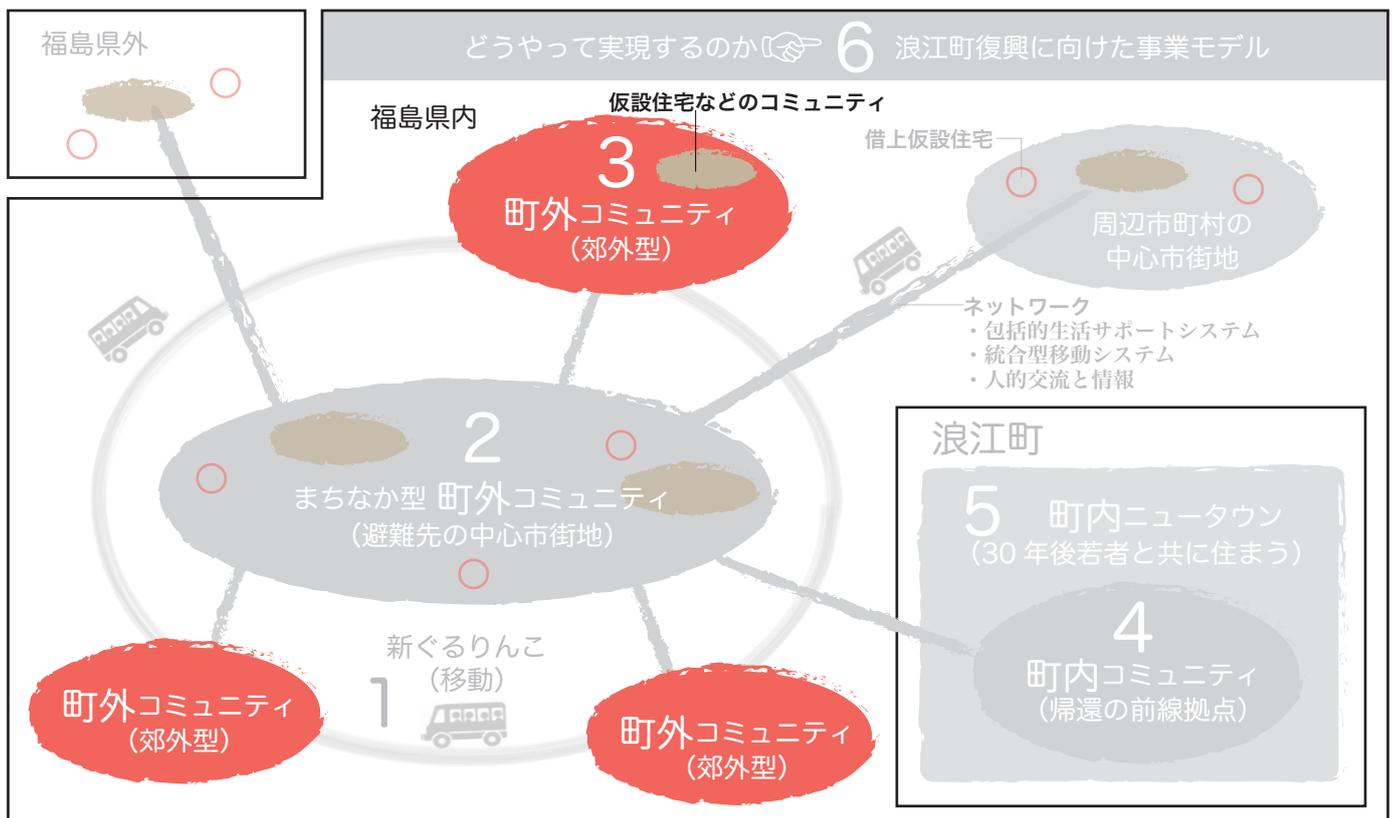
## 仮設住宅団地と周辺に形成される「郊外型町外コミュニティ」

二本松市内の仮設住宅団地で生活している浪江町民の半数以上が60歳以上で、高齢者も多い。仮設住宅団地での生活の長期化によって、様々な問題が生じる可能性がある。住環境の改善と本格住宅の整備は急務とされている。

その一方で、仮設住宅団地の生活によって生まれたコミュニティの継続や、大規模な仮設住宅団地の閉鎖に伴う復興公営住宅建設のための時間を考えると、一部の仮設住宅団地を閉鎖すると同時に、比較的良好で継続使用の可能な仮設住宅団地の住環境の改善や、隣接する新たな用地に復興公営住宅を建設しながら、200～400世帯を単位としたいくつかの「郊外に形成される町外コミュニティ」に統合していく方法がイメージされる。



協働復興のプロセス：「郊外型町外コミュニティ」



協働復興のための始動プロジェクト：「郊外型町外コミュニティ」

# 仮設住宅団地の環境を改善し、隣接地に復興公営住宅などを建設する。

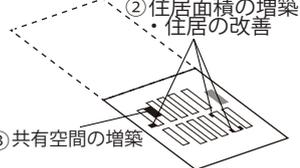
各地の仮設住宅団地は、数年後、住民が復興公営住宅等に移住し始めると閉鎖される。しかし、用地をそのまま使用できれば、建て替えや、近隣の土地に復興公営住宅を建設し、仮設住宅団地で生まれたコミュニティを活かすことが出来る。隣接地を確保できれば、仮移転せずに復興公営住宅に入居することも可能になる。大規模な仮設住宅団地を一斉閉鎖し、必要数の復興公営住宅を一度に供給することは難しい。必要戸数を確保できるまで、断熱や遮音、増築等の住環境改善を図り、本設の戸建住宅と同様に安全で快適な生活環境を整える必要がある。

## Step1



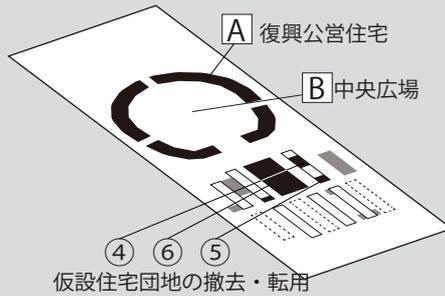
① 新ぐるりんこ広場  
仮設住宅団地の生活を支える新ぐるりんこ広場を形成する。

## Step2



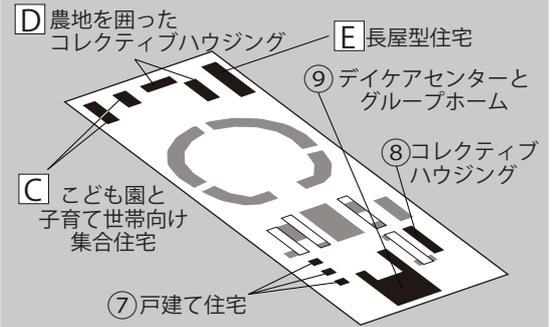
② 住居面積の増築・住居の改善  
③ 共有空間の増築  
増築による住居面積の確保や、リビングやキッチンなど共有空間の増築による住居環境の改善を行う。

## Step3



A 復興公営住宅  
B 中央広場  
④ ⑥ ⑤  
仮設住宅団地の撤去・転用  
復興公営住宅の建設に伴って生じる仮設住宅団地の空き室や、仮設住宅撤去後の空地の転用を行う。

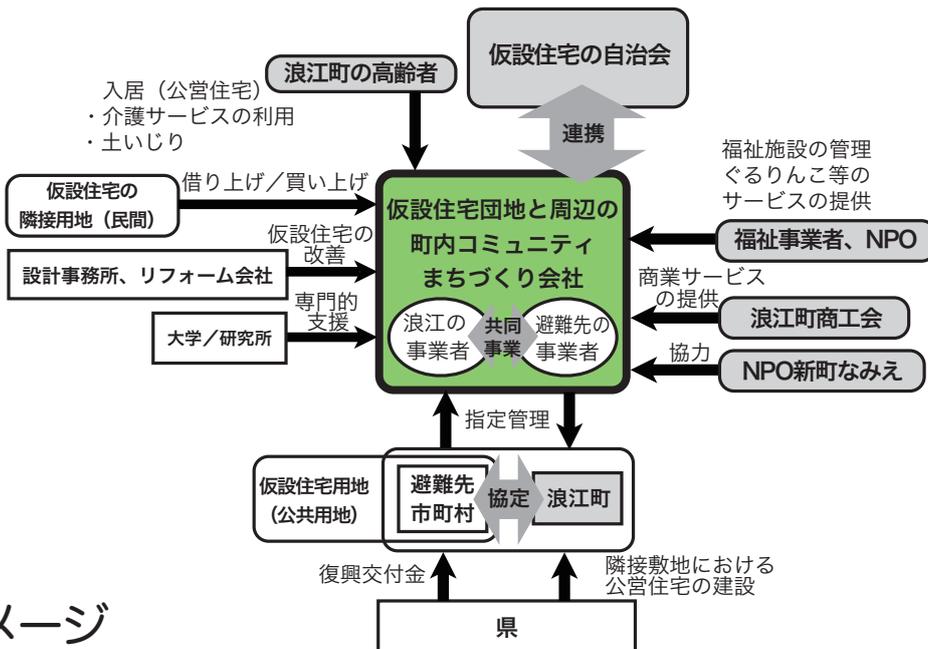
## Step4



D 農地を囲ったコレクティブハウジング  
E 長屋型住宅  
⑨ デイケアセンターとグループホーム  
⑧ コレクティブハウジング  
C 幼稚園と子育て世帯向け集合住宅  
⑦ 戸建て住宅  
家族向けの戸建て住宅やコレクティブハウジング、高齢者や障害を持つ人に向けたグループホームなど多様な住まい方を実現する。

※図中の①～⑨・A～Eは次のページに対応

# 仮設住宅と周辺の町外コミュニティ形成事業

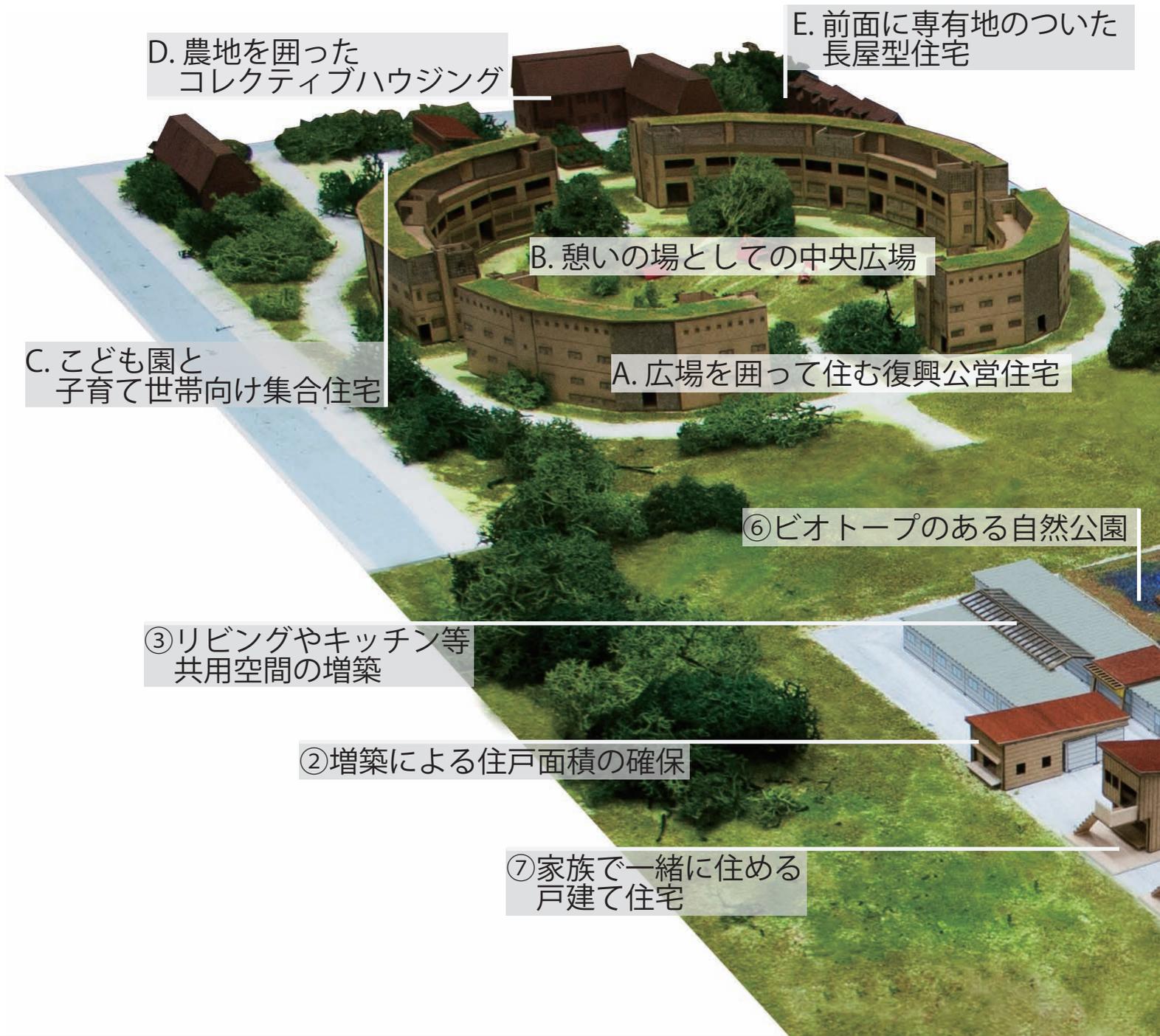


## 事業のイメージ

仮設住宅団地の改善や、その場所や隣接地での復興公営住宅の建設を行うためには、まず、避難先の自治体と浪江町が協定を締結し、避難先の土地を浪江町の土地として利用することが可能となるような前提をつくる必要がある。ここに、仮設住宅団地の自治会やNPOなどのコミュニティが協力し合って、プロジェクトを進めていくことが考えられる。

# 仮設住宅団地と周辺に形成される町外コミュニティのイメージ

復興公営住宅の戸数を確保できるまでの間、どうしても仮設住宅団地に継続して暮らさなければならない時、仮設住宅団地の住環境（断熱や遮音、間取り等）を少しでも改善し、快適に過ごすことができるようにする。また、隣接敷地に余裕がある場合は、集合住宅や戸建て住宅を計画し、コミュニティを保ちながら暮らす。

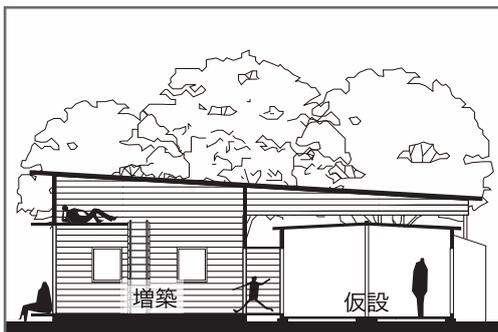


## ①新ぐるりんこ広場



移動販売車や移動図書館等、様々なサービスが集まり、住民の交流の拠点となる。

## ②増築による住戸面積の確保



ロフト付きの建て増し（木造）で家族みんなで広々と生活できる。

## ④⑤⑥仮設住宅団地の撤去・転用



仮設が撤去された空地には公園が、空き室は転用され広場に面して商店などが作られる。

**C** こども園と  
子育て世帯向け集合住宅



緑豊かな自然に囲まれた芝生の広場で子供達が毎日思いっきり遊べる。

**D** 農地を囲い、みんなで一緒に  
住まうコレクティブハウジング



庭先に椅子や机を出し、畑で採れたハーブで出したお茶を飲みながらみんなでくつろぐ。

④空き部屋を利用した2戸1化

①新ぐるりんこ広場

⑤商店や教室への転用

⑧コレクティブハウジング

⑨デイケアセンターと  
グループホーム

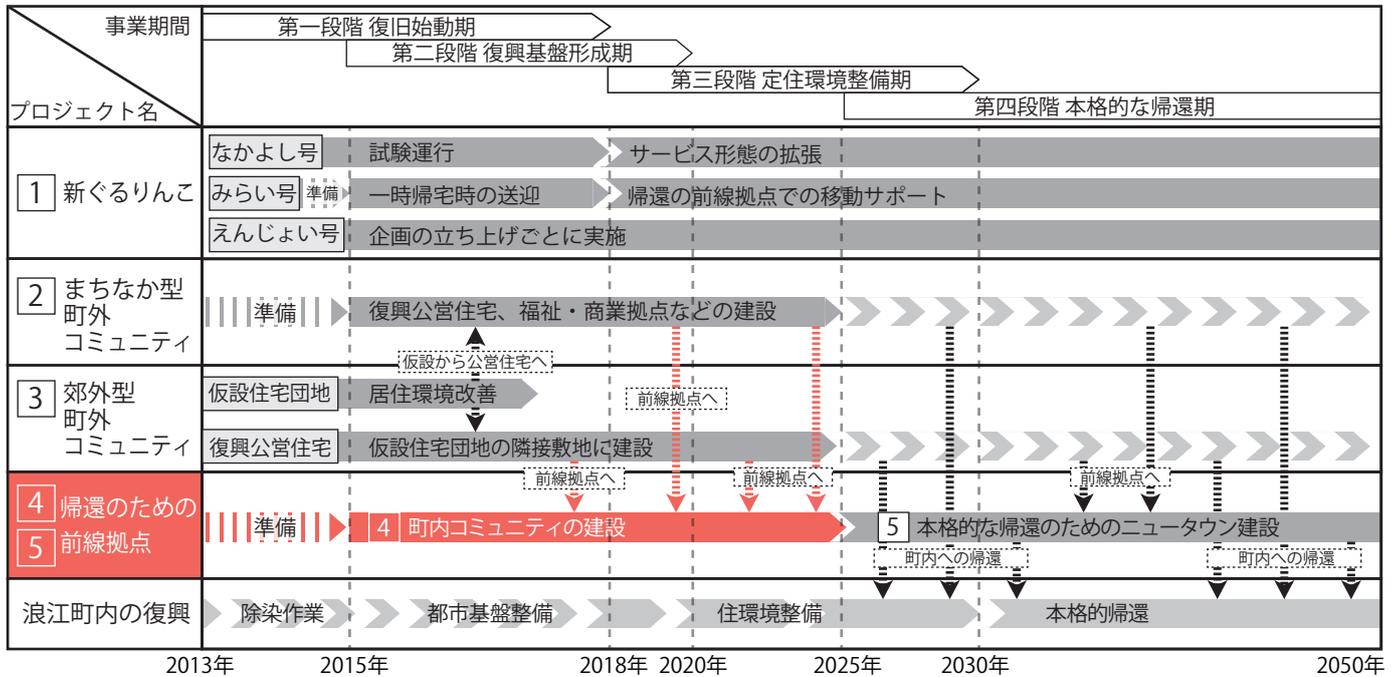
⑨デイケアセンターと  
グループホーム



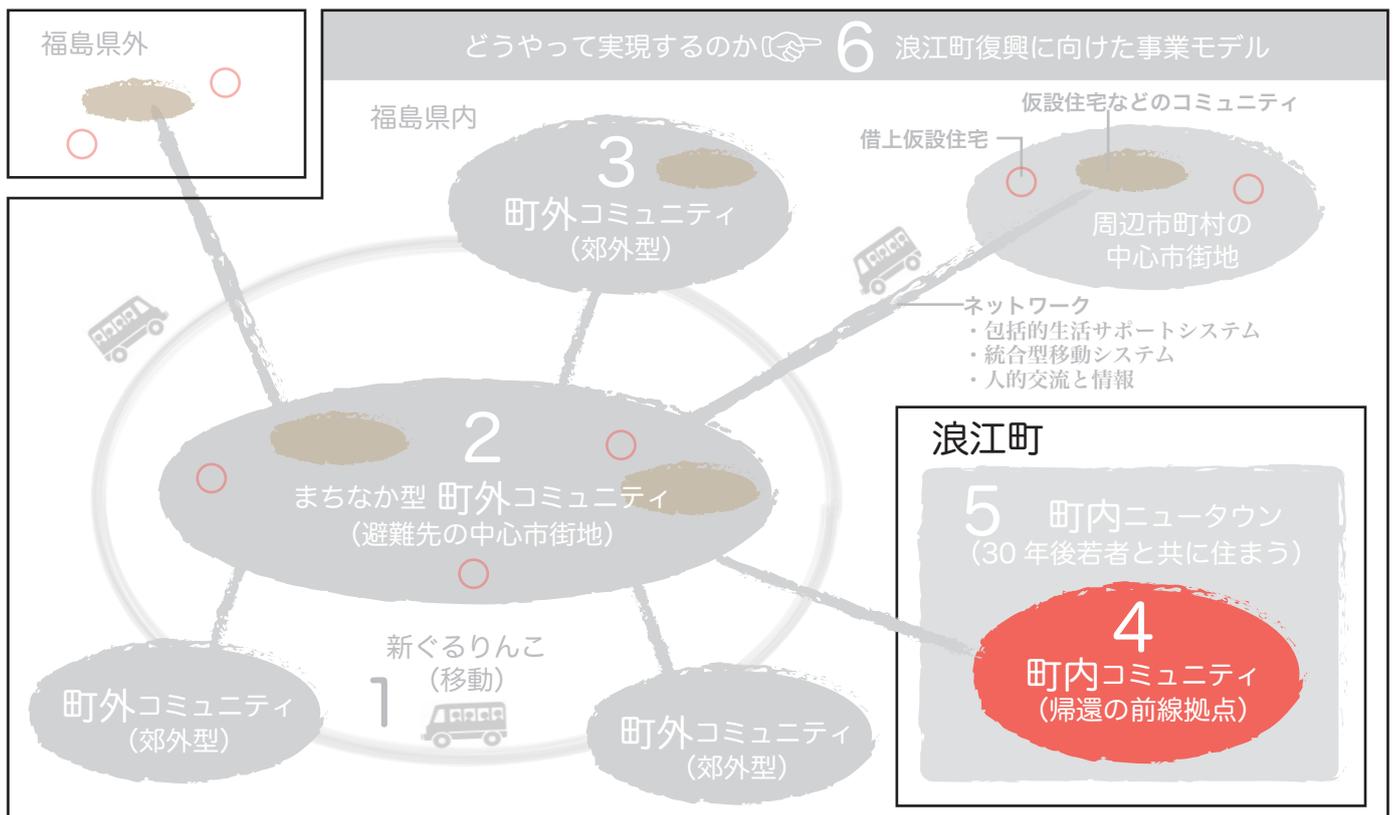
高齢者や障害を持つ人も共同菜園で土に親しみながら元気に安心して暮らせる。

# 4. 浪江町への帰還の起点となる沿岸部の高台に形成する 前線拠点としての「町内コミュニティ」

浪江町内の空間線量の低いエリアでは、将来的には一時帰還が許可されることになるが、線量の低い浜側の津波による被害状況を考えると、すぐに元の自宅に戻って生活できるエリアは多くはないだろう。そのため、町内の比較的線量の低いエリアの高台で、自宅への帰還の準備を行う為の仮の生活の場、すなわち、浪江町への帰還の起点となる「町内コミュニティ」を建設する。



協働復興のプロセス：「町内コミュニティ」



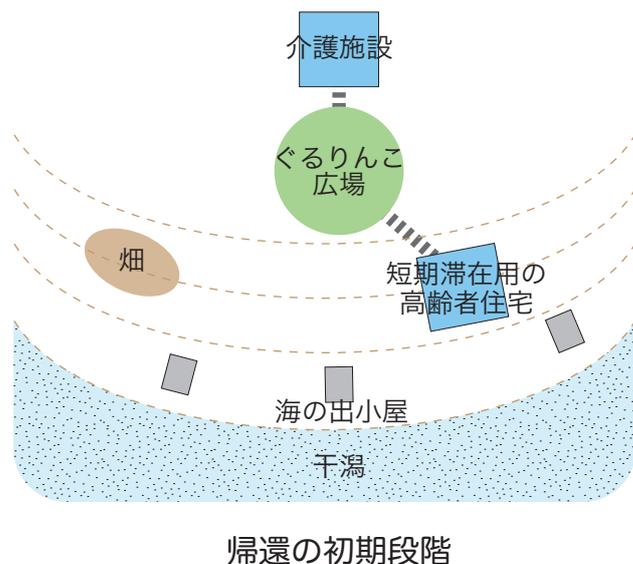
協働復興のための始動プロジェクト：「町内コミュニティ」

## 帰還のための前線拠点とは

一時帰還の許可により、自宅や店舗の手入れ、先祖の墓参り、農地の手入れや環境の維持を行うための拠点が必要となる。それと同時に、ふるさとで1日を過ごす為の日帰り用のレクリエーション機能と滞在施設が求められるし、数日間の滞在が可能になった後には宿泊施設も必要となる<sup>注1)</sup>。さらに、上下水道や電気等のインフラ整備が進み、居住が可能になり、滞在が長くなるにしたがって町内コミュニティとしての環境を整えていくことになる。

### 初期段階にはぐるりんこ広場を中心に施設を整える

帰還準備のための町民の日帰り利用とともに、初期は元気な高齢者が短期滞在で利用することが予想され、高齢者に配慮した短期滞在施設と短期滞在者の移動・生活を支える「新ぐるりんこ」の広場が形成される。同時に、今後の福祉施設でサービスを提供する、介護・医療関係者と連携したサポート体制の整備が進む。

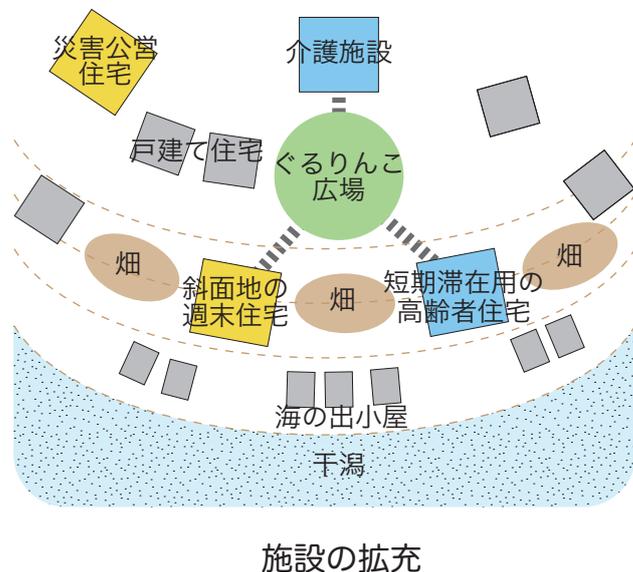


帰還の初期段階

### 本格帰還につながる多様な住宅や施設の整備

地元の福祉事業者が、高齢者へのケアに対応した多機能介護施設にグループホームやサービス付き高齢者住宅が併設された福祉拠点を整備すれば、ショートステイを含めた多様な暫定居住も可能になる<sup>注1)</sup>。これによって、高齢者も安心して暮らせる環境が整えられると同時に、元気な高齢者等の働く場を生み出すことにつながる。また、商業については、移動販売等によって定期的な買い物ができる仕組みが整えられれば、町内コミュニティの生活の支えになる。

注1) 現在の避難指示解除準備区域では宿泊は許可されないが、安全性が確保されれば、高齢者を中心に、このような要求は大きくなり、対応が求められる。



施設の拡充

# 浪江町内の帰還拠点における福祉事業

放射線量の比較的低いエリアに、一時帰還のための福祉施設を整備する場合、浪江町の福祉 NPO や福祉事業者などが単独で事業を進めていくのではリスクが大きい。関係事業者が連携し、NPO や浪江町と連携して、復興交付金や出資金を活用しながら、町民のニーズに応じてモデルの実現を図っていく。

→②安心して暮らすための福祉拠点

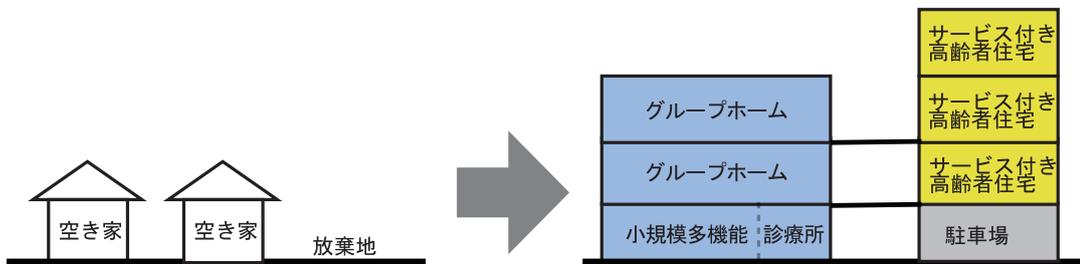
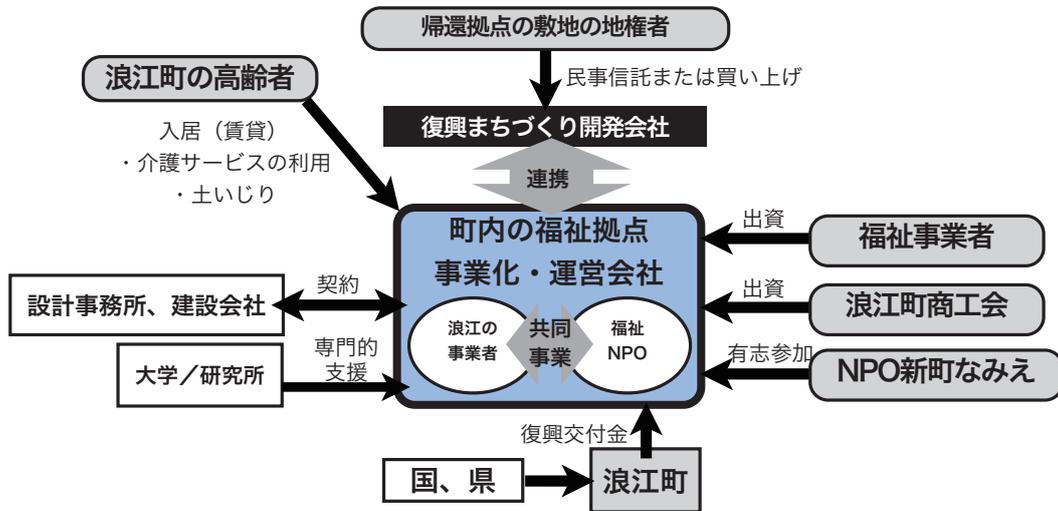
## 事例 ゆいま〜る那須(栃木県那須町)



(73戸・敷地1000㎡)

高齢の単身者や夫婦だけでも安心かつ快適に住みやすいように、高齢者にふさわしいハードと、見守りなどのサービスが一体となって提供される、高齢者のために考慮された、サービス付き高齢者住宅。

## 事業のイメージ



浪江町内の比較的低放射線量の低い帰還拠点となりうる土地を民事信託によって、復興まちづくり開発会社が土地活用を行う。その際に、浪江の福祉 NPO 中心となって浪江の事業者と共同で設立したまちづくり会社が福祉事業を担う。

ぐるりんこの拠点を囲んで、交流施設や食堂、高齢者住宅などを整備し、いずれは定住のために必要な介護施設などの福祉サービスを提供できるコミュニティを形成する。

# 事例:サービス付き高齢者住宅「ゆいま～る那須」

約 70 世帯の集合住宅で自立型 40 世帯程度、介護型 30 世帯程度の住宅。中庭を囲む 5 つのユニットからなり木造 1,2 階建てとなっている。各住棟ユニットに共用室（食堂、音楽室、図書室など）を整備しており、コミュニティを育む共用施設となっている。



## ■医療・介護

### ●あい・デイサービスセンター那須

「あい・デイサービスセンター那須」では定員 15 名の介護サポートが受けられる。「ゆいま～る那須」の居室同様、八溝杉の無垢材を使用。暮らし慣れた敷地内で介護・介護予防のサービスを地用できることは暮らしの負担が少なく安心である。



## ■暮らし

### ●コミュニティキッチン「ゆいま～る食堂」

食堂棟にて地元の素材をできるだけ使った食事を提供する。あたたかい食卓をイメージした団らん空間となっている。



### ●コミュニティを育む共用棟

図書室や、音楽を楽しんだり談話したりと、余暇の楽しみや学び、地域の方々も含めた交流の場となっている。



音楽室



### ●移動販売

パン・生みたて卵・野菜・豆腐・ヨーグルト・など、地元の新鮮な食材などが届く。



### ●送迎車「ゆいま～る号」

通院や買い物やちょっとした用足しにも便利な送迎車である。1日4回、週5日送迎を行っている。



### ●ショップ「ま～る」

入居者による手作り品や地元の生産者による味噌、醤油、織物製品などの販売を行っている。



### ●文化活動

音楽室・図書室・自由室といった共用スペースで書道、体操、ピアノ教室、コンサート、映画会、講演会、縫い物、ガーデニング、料理教室など多彩な文化活動が広がっている。

# 本格帰還の準備のための町内コミュニティ

放射線量も低く、津波被害も免れた幾世橋小学校から北棚塩周辺にかけての高台を例に、それぞれの自宅に帰還するための起点となり、またふるさとの帰還を願う高齢者の希望を実現する町内コミュニティのイメージを検討した。

④新ぐるりんこ・  
統合型移動システムの拠点と円形広場

⑥将来的に定住できる戸建て住宅

⑤多様な生活ができる斜面地の週末住宅

⑥将来的に定住できる集合住宅

## ①ふるさとの自然に親しむ場所



日帰りや一時帰宅で訪れた人が干潟のある自然公園で出小屋などを利用して散歩やサイクリングを楽しむ。

## ②安心して暮らすための福祉拠点

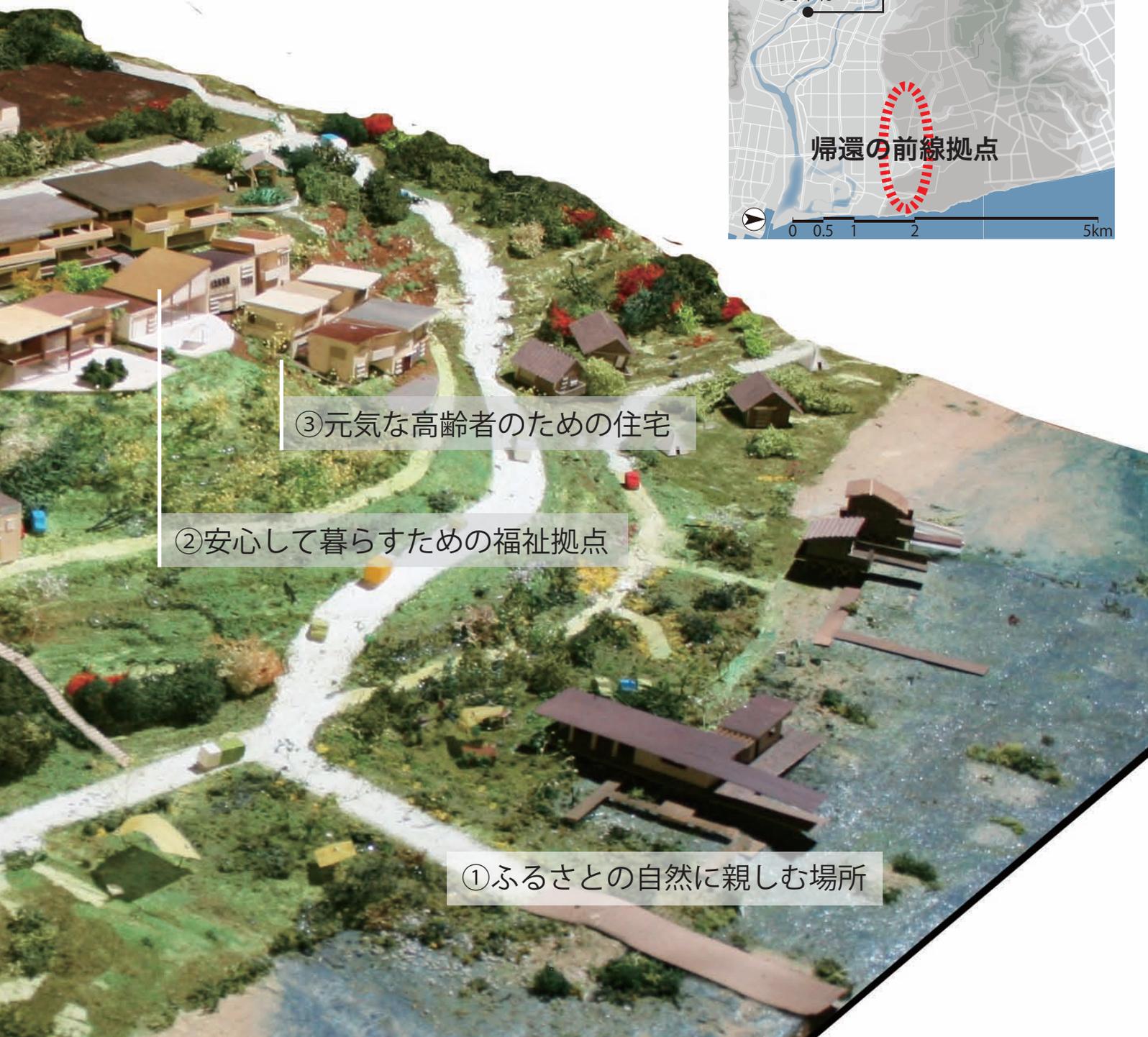


グループホーム、介護施設、食堂などが一体となった福祉拠点が整備されることで、高齢者も安心して暮らせる。

## ③元気な高齢者のための住宅



段々畑のあるサービス付き高齢者住宅で、土に親しみながら仲間と一緒に暮らせる。



③元気な高齢者のための住宅

②安心して暮らすための福祉拠点

①ふるさとの自然に親しむ場所

④新ぐるりんこ・統合型移動システムの拠点と円形広場

⑤多様な生活ができる斜面地の週末住宅

⑥将来的に定住できる戸建て住宅と集合住宅



移動販売車や移動図書館など多様な移動サービスが集まる。円形広場は住民の交流の場となる。

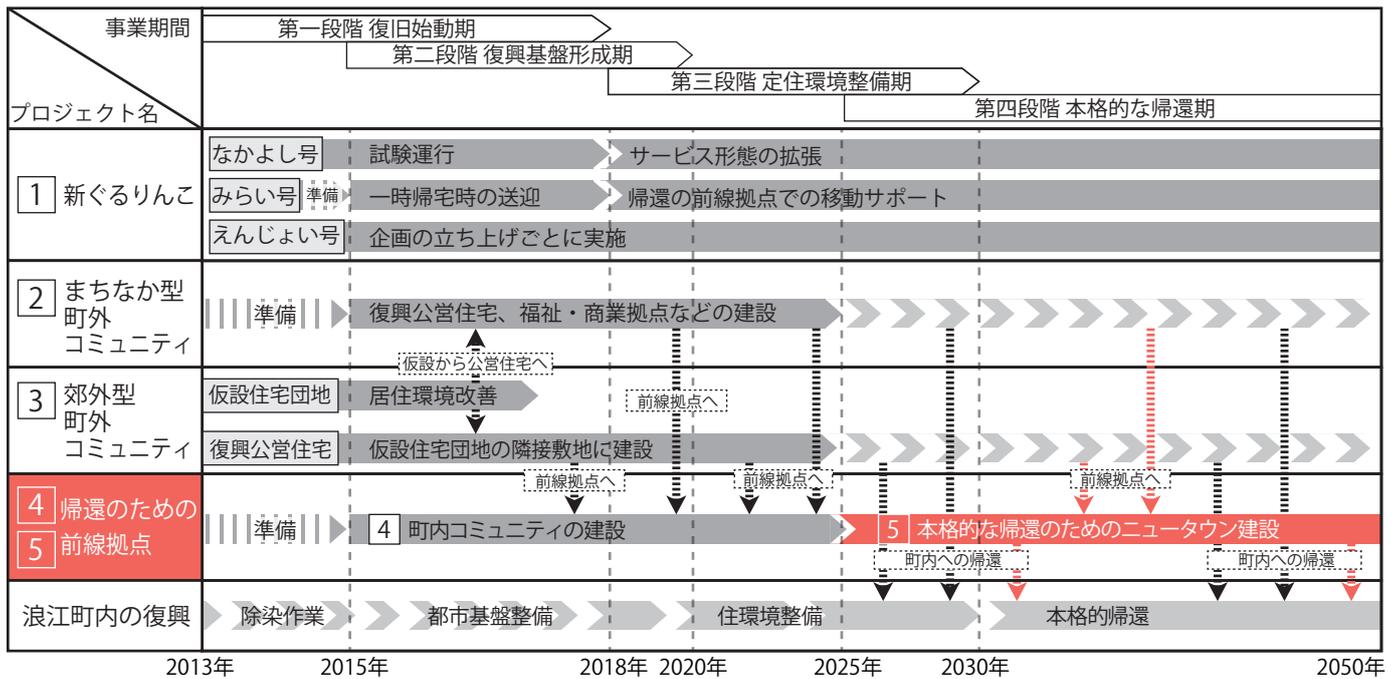
一時帰宅のための週末住宅を斜面地に建設。アトリエで作業したり、見晴らしの良いデッキで風景を楽しみながら生活できる。

3戸で1つの庭を囲む定住戸建て住宅や、ある程度の規模の集合住宅などの復興公営住宅が高台や斜面地に整備される。

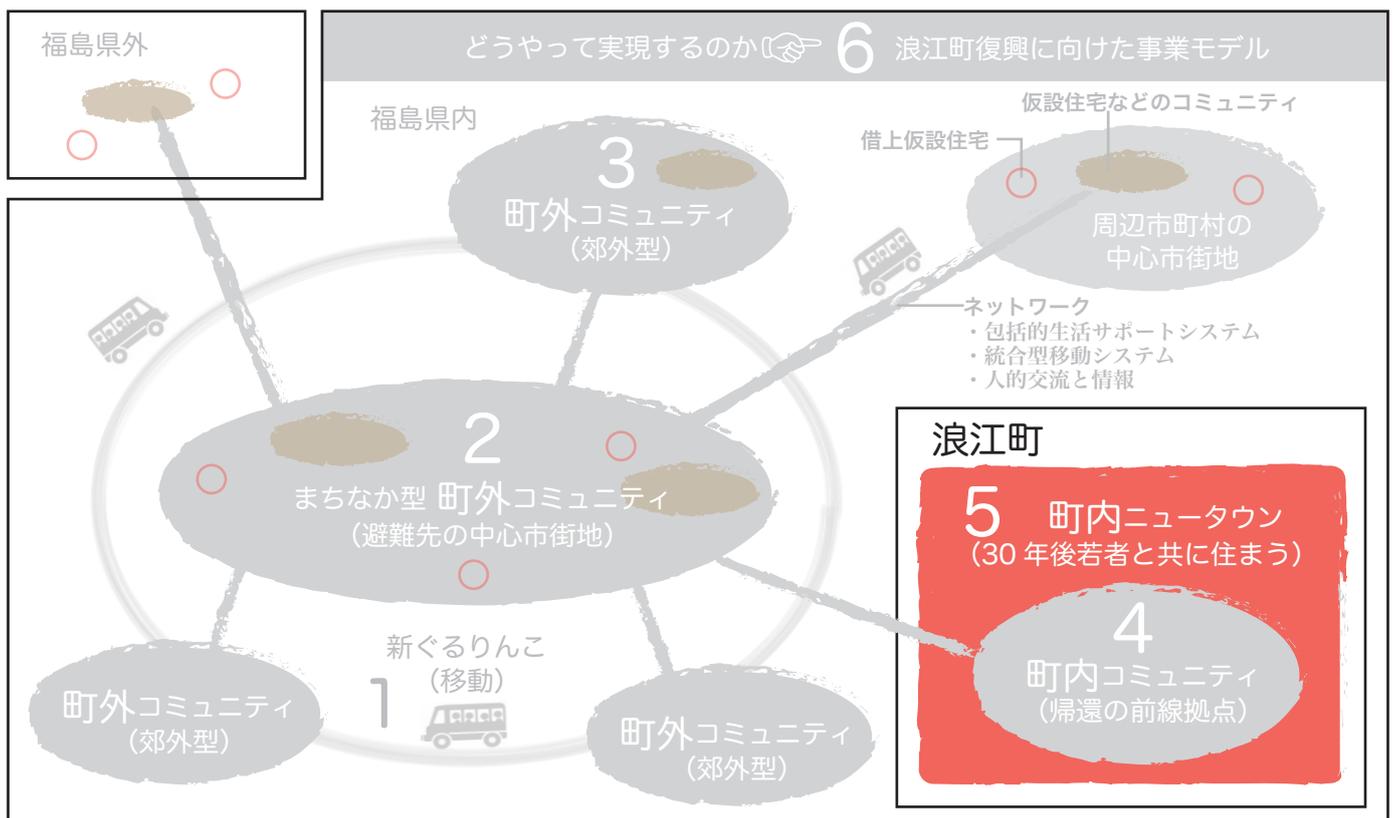
# 5. 30年後、若者と共に住まう町内ニュータウン

30年後、若者でも戻りたいと望む浪江町の姿とはどのようなものだろうか。沿岸部で空間線量が低く、津波被害の恐れのない浪江町と南相馬市小高区の間にある広大な台地全体に、1~3万人規模の大きな「仮の町」を描いてみた。

ふるさと浪江に帰還することを強く望む多くの浪江町民のみならず、町の大部分を帰宅困難区域として指定されている双葉町・大熊町の人々が、よりふるさとに近い場所で共に暮らすことも可能になる。将来的に若者と共に住むことで、次の世代に、浪江町の伝統と文化を受け継いでいくことができるだろう。



協働復興のプロセス：「町内ニュータウン」



協働復興のための始動プロジェクト：「町内ニュータウン」

浪江町と南相馬市小高区の間にもたがる広大な台地上を対象地とする。まず、都市の3つのパターン（放射状、線状、環状）を示し、それぞれの特徴を紹介した。

その上で、浪江町の方々に自由な発想で、30年後の夢の町を描いてもらった。次ページに示したものは、ここで町民の方から出た30年後のイメージを図に示したものである。

## 町内ニュータウンの配置図



## ワークショップの様子



対象地の地形模型上に、様々な絵を配置していき、新たな都市のイメージについて話し合った。

## ワークショップで示した都市の3つのパターン

### 放射状パターン

人口規模約 10,000 人を想定する。中心部には高度な機能を備えており、都会的で快適な生活が可能となる。賑わいがあり活力のあるまちが形成される。

### 線状パターン

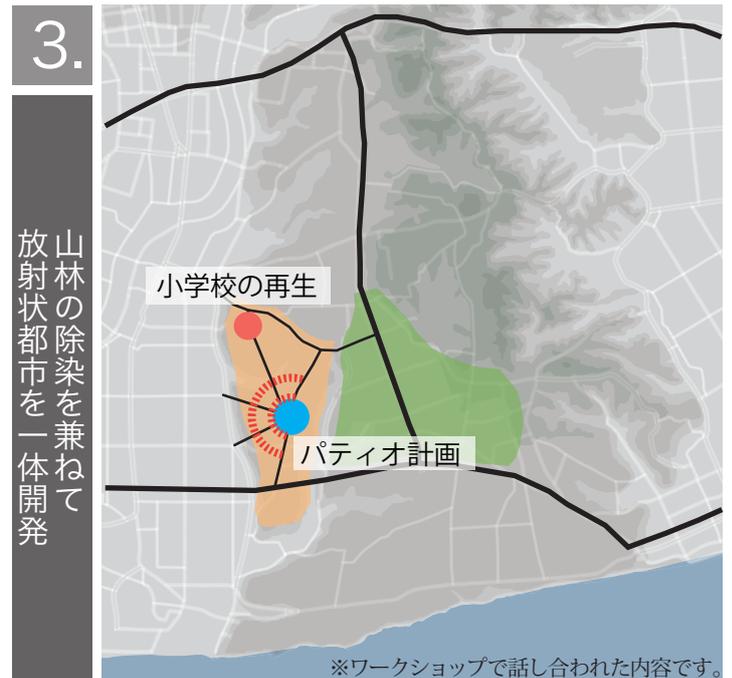
人口規模約 6,000 人を想定する。延伸させた浜街道、255号線を二つの都市軸としており、周辺都市との繋がりが強く、避難路としても有効である。軸沿いに機能的に町が形成される。

### 環状線パターン

人口規模約 2,000 人を想定する。中央の広大な田畑を囲むように環状線が計画され、自然に囲まれた小さな集落が点的に形成される。

# 案1. 幾世橋小学校に隣接した南斜面の高台に作る放射状都市

幾世橋小学校の敷地を活用しつつ、山林の除染を兼ねて隣接した南斜面の高台一体に人口規模約 2000 人～3000 人を想定した放射状都市を開発する。



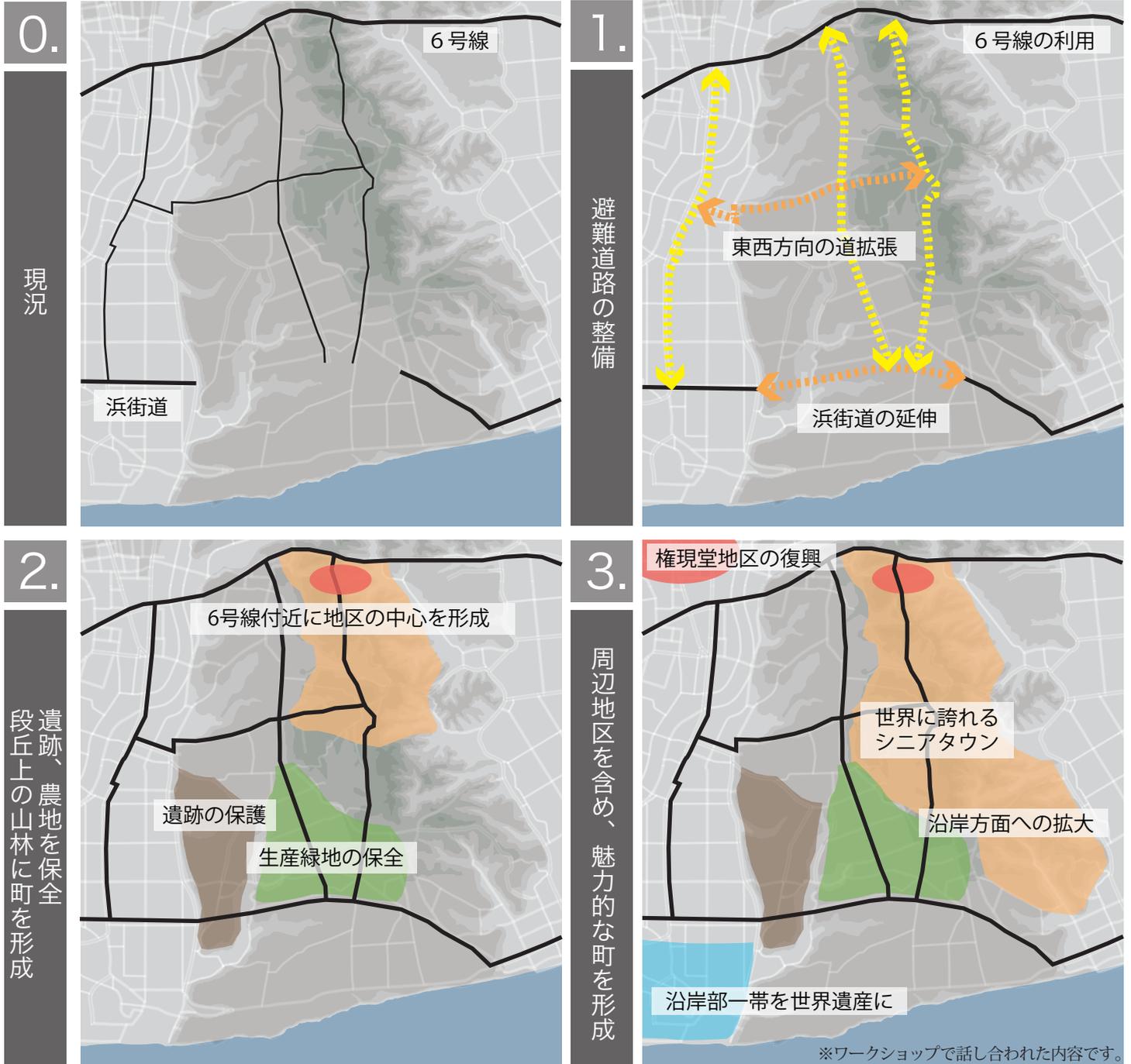
小学校の再生



パティオ計画

## 案2. 段丘上の森林を一体開発した世界に誇れるシニアタウン

地権者の少ない段丘上の森林を利用して、津波で家を失った請戸・棚塩地区の住民及び大熊・双葉、津島などの帰宅困難地区の住民を含めた2~3万人の都市を形成する。



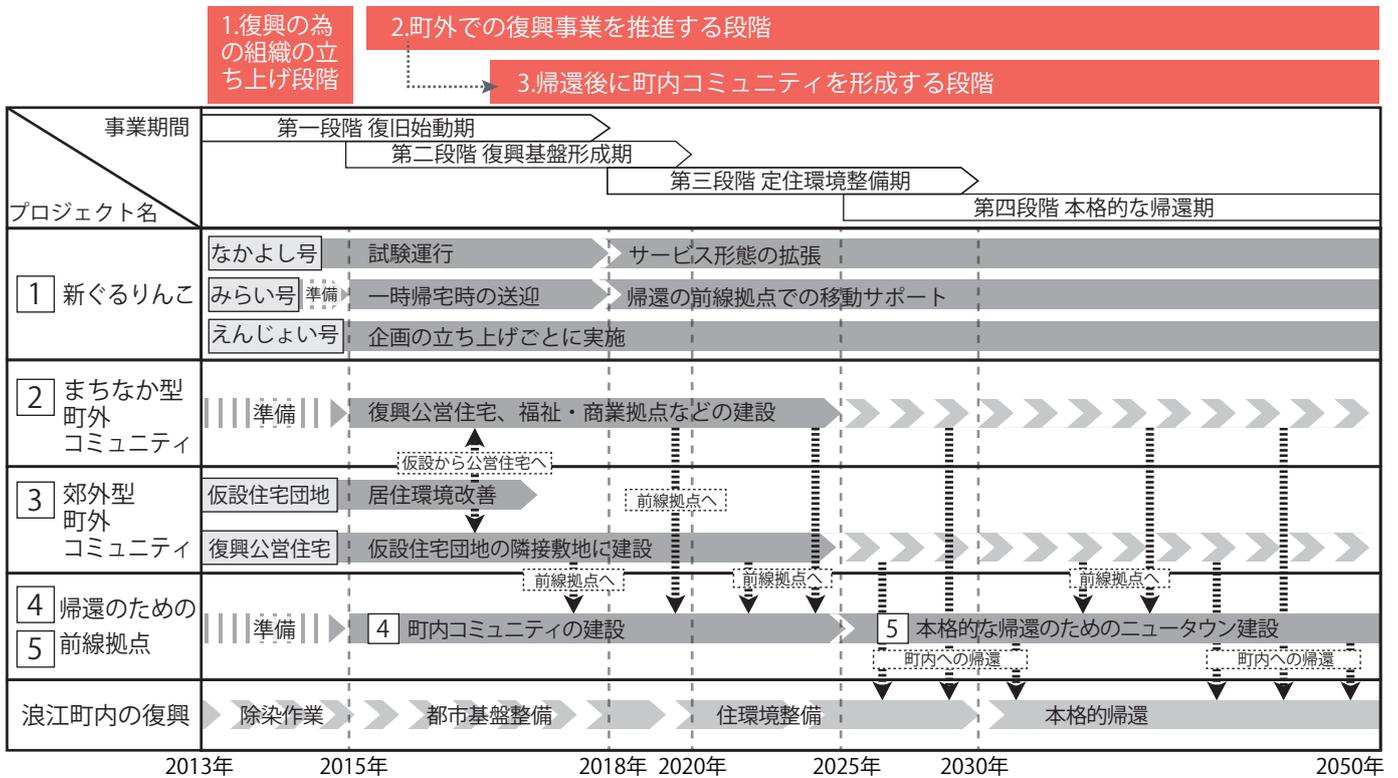
沿岸部一帯を世界遺産に



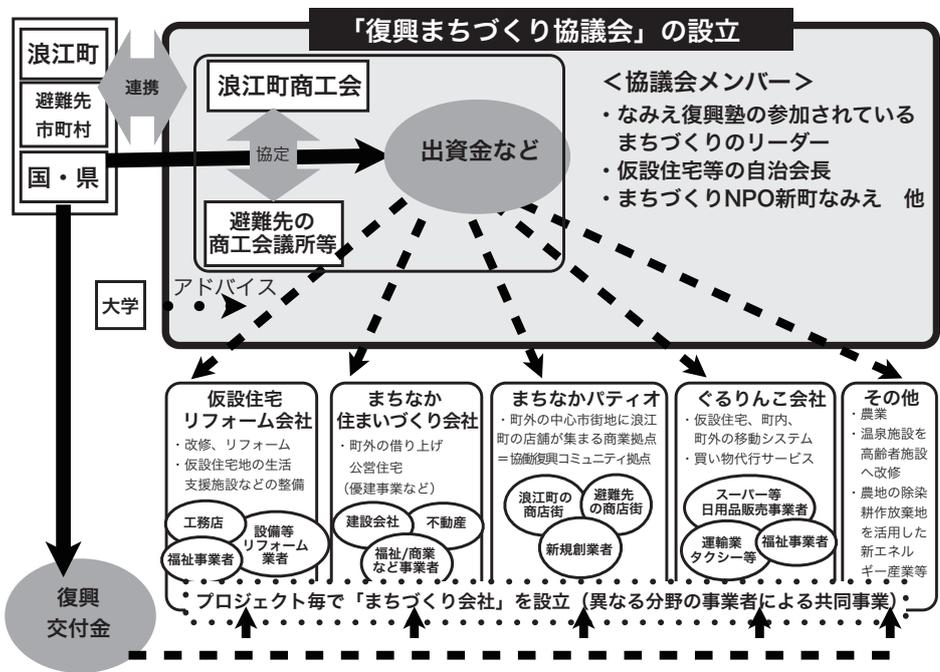
世界に誇れるシニアタウン

# 6. 浪江町復興に向けた事業モデルと担い手組織、連携関係の構築の提案

これまでワークショップ等を通じて検討してきた構想やプロジェクトのアイデアを、次年度から実現していくために個々の復興プロジェクト毎の事業主体がまちづくり会社などを設立し、事業計画を立てると同時に、その事業を推進するための資金提供の仕組みをつくっていく必要がある。

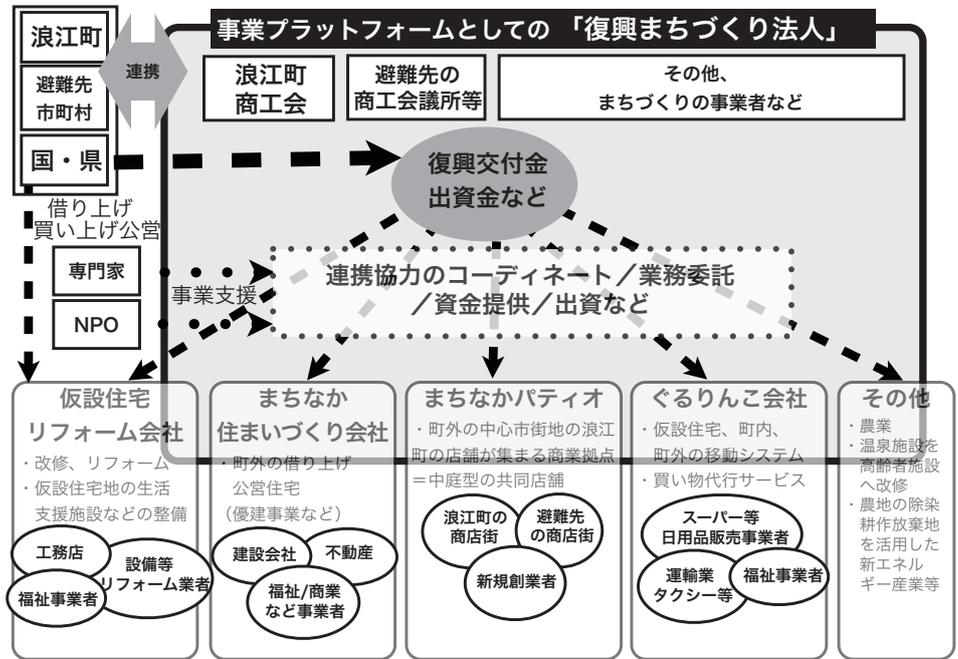


## 1. 復興の為に組織の立ち上げ段階



復興交付金は個々のまちづくり会社に補助金として交付されることになる。それに加えて、出資金等によって、プロジェクトの立ち上げ支援やそれぞれの役割についての調整を図る必要がある。上図のような「復興まちづくり協議会」を設立し、浪江町商工会と避難先の商工団体や協議会等と協定を結び、集めた出資金を個々のプロジェクトに配分し、必要なプロジェクトにきちんと資金が行き届くようにコントロールする。また、様々な事業の立ち上がり段階で重要となる情報共有と事業間調整を協議会が行う。

## 2. 町外での復興事業を推進する段階



様々なプロジェクトのまちづくり会社が立ち上がった後、その後の持続的な安定経営が課題となる。原発被災地では、復興交付金がいつまで続くかが不明確な状況の中、上図のような形で事業プラットフォームが組成し、浪江町、浪江町商工会、まちづくり NPO 等の支援を受けながら、運営サポートがなされることが望ましい。

## 3. 帰還後に町内コミュニティを形成する段階



数年後に浪江町に町民が帰還する場となる町内コミュニティを形成していく際には、上図のような形が考えられる。原発被災地の補償対象となる土地の買い上げや民事信託による土地活用を進めていく主体としての「復興まちづくり法人 (公社等)」を設立し、各事業主体の連携協力のコーディネート/業務委託/資金提供/出資などを行い、新しい浪江町のコミュニティづくりを推進する。



# 浪江宣言

13・03

## 3. 浪江町一協働復興まちづくりのための10提言

---

昨年 8 月に発表した 24 のプロジェクトを含め、協働復興まちづくりを実現するためには、現在の法制度や支援の仕組みなどでは、全く不十分です。2 万人を超える浪江民が、住む場所と生活の基盤を奪われ、役場や公共機関と共に故郷の外に長期にわたり避難するという事態は全く想定されてもいないし、現在でもまだきちんとその意味が認識されていないのが現実です。2012 年 8 月に続き、本報告書で示しているような、生活と浪江町民が故郷を再建するために最低限必要と考えるビジョンやプロジェクトを実現するために、国や県、そして浪江町が法制度、条例や支援の仕組みを整えることが肝要です。それらを取りまとめた 10 項目をここでは暫定的な案として提言いたします。関係機関にはこれを参考に早急な実施に向けて検討をお願いいたします。

### **提言 1 避難先自治体に避難者が安定して暮らすことのできる「町外コミュニティ」を実現するために、多様な復興公営住宅建設を可能にする支援制度、特例処置を求めます。**

被災自治体が中通り地域などに復興公営住宅を整備するのは県営住宅として供給されることが現状で進められています。これに加え、より地域の実情に適合したきめの細かい復興住宅の建設のためには、被災自治体自らが避難先で復興公営住宅を建設することが求められています。(あるいは、将来の住宅の移管も含めて、避難先自治体と協働での建設もあり得ます。)しかし、建設時の 8 分の 1 負担や、帰還後の長期的な維持管理に関する課題も多くあります。これに対処するため、まちづくり会社や地元建設業、都市再生機構の参画などで事業代行することなど、推進・誘導する支援制度を設けることが必要です。

長期にわたる広域避難は多様な生活スタイル、広い意味での家族の在り方、暮らし方の多様性が求められます。もともと、豊かな生活を享受していた沿岸部の避難住民は公営住宅の枠にとらわれない居住条件と、この事態に家族や親しい人たちが支え合って暮らす生活の姿を必要としています。このような多様な暮らしを可能とするように例えば、職住、商業やサービス機能・公共施設が一体となった公営住宅や、複数の家族と一緒に暮らす「コレクティブハウス型公営住宅」、3 世代居住・複数世帯の近接居住を復興公営住宅の枠を超えて必要とされています。また、県内での低線量汚染を危惧する幼児を持った親にとっては、県外の放射線量の全く心配のない地域に仮の町・町外コミュニティを望んでいます。

このように、長期にわたり広域に分散居住を余儀なくされている現状に対処するため、特例処置、あるいは制度改正、そして多様な支援制度が緊急に必要とされており、これらを早急に整備することを提案します。

#### **具体的な提案**

- 1-1 公営住宅の行政域外建設の特例と支援制度の確立
- 1-2 多様な暮らし方を可能とする公営住宅計画・供給方法を自治体の判断に委ねる抜本的な緩和処置
- 1-3 公営住宅をまちづくり会社などと共同建設・共同運営する仕組みの創設

**提言2 当面使用し続けることになる仮設住宅団地を、周辺未利用地などの活用により、抜本的な生活・居住環境の整備を早急に進めることを提案します。**

現在の仮設住宅用地で、継続的に利用できるものと、3年程度の期限で返還するものを早急に区分して、長期に使用できる仮設住宅用地及びその周辺の未利用地を活用し、復興公営住宅、高齢者施設を立地させ、一体で循環型の土地利用をしながら住環境の整備を実現することが必要です。

同時に、性能の良い継続使用の可能な仮設住宅は、設備の改善、増築、間取りの格調・改善を早急に進めることが必要です。

こうして、一団地の復興公営住宅の建設と共に、帰還までの安定した居住を可能にする仮設団地拡充型町外コミュニティを整備するため、避難先自治体、浪江町、福島県等が緊密な連携のもとで、仮設住宅自治会、地元の住民組織等と協力して、具体的で明確な計画を早急に立案することを提案します。

#### 具体的な提案

- 2-1 桑折仮設団地及びその周辺等、先進モデルケース整備の早期着手
- 2-2 浪江町は、桑折町と交わしたような協定を受け入れ自治体と取り交わし、おのこの仮設住宅団地と周辺整備に関する具体的な計画の立案
- 2-3 県と地元自治体、避難自治体が協議会をつくり、具体的な計画を立案し、事業化すること

**提言3 町外・町内コミュニティを統合する多様な移動サービスのための規制緩和と支援制度の実現を提案します。**

日常生活に不可欠な買い物や通院、仮設住宅間の往来、今後の帰還等の移動について、コミュニティの形成・維持に役立つ、生活支援型の移動サービスを、民間事業者や住民主体で提供できるように、道路運送法の緩和と財政支援、及び帰還準備のためのバスや乗合タクシー等への財政支援などの制度を整えることを提案します。

避難先では、以前のような徒歩や家族の送迎による買い物や通院が困難となっています。買い物を支援するバス等も運行されていますが、家族による送迎のような、担い手もまた住民である生活支援型の移動サービスが必要です。このようなサービスにより、生活支援を拡充し、避難住民の安心感、精神的なケアを実現し、コミュニティの形成・維持に大きな役割が期待できます。また、今後見込まれる避難指示解除準備区域への一時帰宅や本格帰還のための準備、墓参り等においても精神的なケアも含めた生活支援型移動サービスが不可欠です。

しかし現状では、住民参加による移動サービスであっても道路運送法などの規制が厳しく、しかも財政的に実施継続が難しい状況にあります。

このような事態を改善するため、住民参加の生活支援型移動サービスを登録して行うための要件を緩和し手続きを簡素化、もしくは登録等を不要とする規制緩和が必要です。さらに、生活支援型移動サービスの車両の確保や運転者の確保、運営のために、財政的

な支援も重要です。また、帰還準備のために避難先と避難指示解除準備区域内を結ぶバスや乗合タクシーに対しても財政的な支援が必要になります。

#### 具体的な提案

- 3-1 広域分散避難コミュニティのための移動の権利を守る包括支援策
- 3-2 道路運送法の緩和特例の実施
- 3-3 生活支援移動サービス事業の要件緩和

#### 提言4 分散する仮設住宅や様々な施設をネットワークで繋ぐ情報システムを拡充するための支援制度を提案します。

現在、浪江町では避難先の町民に情報端末を貸与し、行政サービスや市民活動に関する様々なお知らせを逐次送信し常時それらに触れることができるようになっています。このような最低限の情報サービスに加えて、住民からの様々な要望や疑問、情報交換の要望などに対応し、双方向の情報のやりとりと集約・公開などを進めることが、分散居住を強いられている住民にとって様々な活動交流の機会を得て生活の質を向上するために欠かすことができません。また、見守りサービスを質高く維持し、移動サービスを円滑に運営するためにも欠かすことができません。

現在、「まちづくり NPO 新町なみえ」では、システムとコンテンツの検討を小規模な社会実験により進め、システム開発を急いでいますが、これにあわせて、情報端末の広範囲への貸与、無料の Wi-Fi 拠点の整備などが必要です。

#### 具体的な提案

- 4-1 情報端末の希望者への貸与制度および研修制度
- 4-2 仮設住宅団地内、及び復興拠点での無料 Wi-Fi の設置

#### 提言5 被災者と避難先自治体・市民が協働して復興拠点を整備する「協働復興街区」のための特例措置を提案します。

原発事故で避難を余儀なくされている被災者で、地域コミュニティや特定の商圈に依存していた事業者の事業再開が極めて困難な事態にあります。しかし避難先での個別商店の再開は、地元の商業秩序の混乱を招くなどの危惧があります。受け入れ地域と被災地の事業者が協働して、ある特定の地域で共存する協働復興コミュニティを形成するとともに、復興公営住宅や福祉・介護施設、生活支援センターなどを集積させ、避難している事業者や福祉事業者と、避難先の事業者や地権者が協働してコミュニティ復興の拠点を形成することは、双方に大きなメリットがあります。

特に、早期の商業の再開や福祉施設の整備、また高齢者が歩いて暮らせる町としてこのような拠点を整備することは、分散して暮らす避難者のコミュニティの拠点を形成するためにも、極めて重要です。

しかし、通常の経済活動として自主的にこのような拠点を形成するためには多くの困難があります。このような、「協働復興コミュニティ拠点」を迅速に、かつ円滑に進める

ための支援制度と特定措置を整備することを提案します。

#### 具体的な提案

- 5-1 復興公営住宅と商業施設、公共施設などの合築を一括して支援する特例制度
- 5-2 協働復興コミュニティ拠点の整備のための長期にわたる強力な財政支援措置
- 5-3 グループ補助金制度を「協働復興コミュニティ拠点」形成に使用する特例
- 5-4 専門家が集中して支援できるような特段の専門家派遣制度

**提言6 帰還の拠点としての「町内の仮の町」を実現のための支援制度、例えば一時居住を可能にする法的対応を提案します。**

例えば浪江町の海沿いの北東に位置する台地は、放射能の空間線量が低く、気候も温暖で高齢者の居住には優れた条件があります。ここに、浪江町の帰還のための拠点として、避難指示解除以前に一時居住の施設を望む高齢者や関係者の声が聞かれています。

現時点では、避難指示解除準備区域であっても最低で5年間は夜間に滞在する事ができず、日帰りの一時帰宅だけが認められています。このような場所に、避難指示解除以前に高齢者が短期滞在、ショートステイできる施設を早急に整備し、将来的には、これを恒久的な居住が可能とする施設にしたいと考えます。避難指示解除準備区域内に、一時居住ができる高齢者の帰還準備施設の立地を可能にする特例が認められればこれらを実現することができます。

このような対応により、浪江町のまちなかに短期滞在型の仮の町の建設が早急に開始できる様に制度を整えとともに、このような施設を公的支援のもとで整備することを提案します。

#### 具体的な提案

- 6-1 避難指示解除準備地域における十分な帰還準備活動のための制度改革
- 6-2 避難指示解除後の円滑な帰還のために建設される復興公営住宅の柔軟な使用のための規制緩和
- 6-3 円滑な帰還準備のための先行的な復興公営住宅の建設

**提言7 特に大きな精神的・心理的・肉体的な影響を受けている高齢者、子ども達に対して、福祉制度の枠を超えた施策、例えば、放射線の影響のない安全な場所に短期居住が可能な健康増進施設の設置制度を提案します。**

原発被災地ではふるさとでの居住が制限され、長期にわたる分散居住が強いられています。このことで、高齢者や学童・生徒に対する健康、精神面での負担が極度に大きくなっています。例えば、ショートステイ・デイケアセンターと、ケア付きの高齢者施設・特別養護老人ホーム等との中間的な施設を可能にして、温泉や緑豊かな自然の中、放射線量の低い「故郷（ふるさと）の地」等で、短期間、ゆったり過ごす場を交代で利用できるようにするなどにより、精神的・肉体的なストレスの緩和に大いに役立つはずです。

ふるさとを奪われた高齢者には、短期の滞在によりふるさとでの生活を思い出し、本格帰還のための準備や先祖の墓参り、自宅の庭や住まいの手入れ、あるいは町や公共施設・農地の環境の維持のために貢献したいと願っている人が少なくありません。このような活動の拠点として短期滞在が可能な帰還準備・健康増進施設を低線量のふるさとの町に準備できるよう、仕組みを整えることを提案します。

上記のことは、児童・生徒にも同様で、短期の集団疎開学校を設け、低線量地域から一時的に離れることは、児童・学童・生徒のあらゆる面での健康維持にとって極めて大きな効果があります。これを可能にするため、放射線量の全く心配のない地域の、利用されていない学校施設を、受け入れ自治体・市民とともに活用し、短期の集団移住（疎開）支援制度を設けることを提案します。（特に浪江町の若年層は事故直後の情報開示の不徹底により、ヨウ素による被爆を受けている恐れがあり、特にこのような施設が重要です。

#### 具体的な提案

- 7-1 短中期滞在型健康増進高齢者施設の設置、及び制度化
- 7-2 短中期一括集団移転学校の設置支援、及び制度化
- 7-3 上記を含んだ長期広域避難者への包括的福祉事業の特例制度

**提言8 安定した避難生活と円滑な避難者支援ための正副・二重住民登録制度の特例としての実現を提案します。**

浪江町民は避難先での長期にわたる生活を継続的に続けなければなりません。住民登録や納税は元の浪江町が行いながら行政サービスの多くを避難先の自治体に頼らざるを得ません。全く想定していなかった事態に直面しています。このような状態では、避難している町民が行政・公共サービスを十分に受けることができないばかりでなく、避難先自治体にも様々な負担がかかり、このような状況を解決する手立てとして、正副二重の住民登録を行って、これらの関係を整理することが必要です。

このことの必要性は様々に指摘されていますが、具体像は見えてきません。国は地元町村と避難民、受け入れ自治体と十分議論をしつつ、暫定的、時限的な特定として早急に法制度整備を進めることを強く提案します。

## 具体的な提案

- 8-1 二重の住民登録制度により行政サービスの選択性を確保する支援制度
- 8-2 ふるさと納税のインセンティブ制度
- 8-3 介護保険における住所特例制度的な仕組みの拡充

**提言9 原発被災地の補償対象となった土地(宅地・農地・山林)を、復興まちづくり・地域再生に有効に活用できるよう、まちづくり会社や公的機関による買い上げ、あるいは民事信託等で集約させる強制力のある制度の創設を提案します。**

原発被災地も避難指示解除準備区域が解除された後に、使用できる宅地の絶対量が不足して、特に海岸に近い高台などで地価の上昇や乱開発が起これかねません。これらを未然に防止するために、土地を集約し公共的な目的のために有効に活用できる体制をとることが、強く求められます。

また、避難指示解除準備区域での効果的な一括除染とその後の市街地復興のためには、公的主体の元で土地を一括管理して、除染と基盤整備、市街地復興を統括的に進めることが望まれます。

そのための、補償の対象となった全ての土地の個別の処分を制限し、まちづくり会社(あるいは、土地管理のための特定目的会社、土地公社)等に売却・信託することを義務づける法制化をします。

## 具体的な提案

- 9-1 公的機関による被災地の土地集約のための特別措置法の制定
- 9-2 町による土地公社などの設立、あるいは受け皿となるまちづくり会社を共同出資して設立する
- 9-3 町に対する賠償などを公的に活用するための受け皿の仕組みの整備

**提言10 浪江町協働復興まちづくり条例の制定を提案します。**

浪江町の長期にわたる復旧・復興まちづくりは行政任せでは達成できるものではなく市民の政府としての浪江町の自治体を中核として、町民や様々な組織、民間企業さらにはNPO等の非営利社会貢献法人などが連帯し、協働して進めてゆくことが求められています。しかし現在の地方自治法や様々なまちづくりに関する法制度では、このような多様な主体の役割をまちづくりに位置づけることが十分ではありません。

町民や自治組織、NPO法人、さらには企業や産業組織、まちづくり会社などを適切に法及び条例上に位置づけ、地域の総力を復旧・復興に向けて最大限に発揮できるよう、協働復興まちづくり条例を制定するよう、提言します。



## これまでの取り組み



## なみえ復興塾を中心とした検討の流れ

2012年3月から取組んできた原発被災地復興支援のプロセスは、他の震災復興支援から蓄積された「まちづくりデザインゲーム」を用いて、一つの被災自治体とそこからの避難住民、各受入れ自治体の状況を考慮し進められた。

### 2012年度 第一期 長期のシナリオとプロジェクトの検討

3月 4月 5月 6月 8月 9月

●なみえ復興塾 第1回幹事会 3/3

◇復興検討委員会が町に浪江町復興ビジョン提言 3/27

●なみえ復興塾 第2回幹事会 4/14

◇浪江町復興ビジョン策定 4/19

●『原子力発電所事故災害からの地域再生試論』季刊まちづくり34号

●浪江町避難者ヒアリング調査 4/30-5/5

●なみえ復興塾 復興シナリオ検討 二本松WS 5/12

●なみえ復興塾 復興シナリオ検討WS  
二本松 5/12, 南相馬 6/9, 東雲 6/23

●なみえ復興塾 成果報告会 6/16

●『浪江町復興への道筋と24のプロジェクト』8/16

●浪江町協働復興シンポジウム開催 8/18

◇復興検討委員会が町に浪江町復興計画提言  
9/28

### ①～③：なみえ復興塾の復興シナリオ検討WSのツール等

<p><b>①ロールプレイ</b></p>  <p>荒木 香 (女) 年齢：30代 職業：専業主婦 家族：夫と小学生の息子、3歳の娘</p> <p>ヒアリング調査に基づいて設定した仮想の人を演じる為のツール。仮想の人として客観的な意見を話すうちに個人の想いが出てくる。</p>	<p><b>②周辺環境の設定</b></p>  <p>被災後約2年：復興準備の計画・構想の時期</p> <p>①のロールプレイでは、模型やパネルを使い被災後の重要な周辺環境の変化（復興公営住宅の完成など）を示し、参加者の発言を促した。</p>	<p><b>③旗さし</b></p>  <p>地図に描かれた放射線量を考慮しつつ実現させたい取組みが描かれた旗を挿して意見を整理し参加者全員で共有した。</p>	<p><b>24のプロジェクト</b></p>  <p>浪江町復興への道筋と24のプロジェクト</p> <p>なみえ復興塾 まちづくりデザインゲーム 復興デザイン 早稲田大学都市・地域研究所・都市計画佐藤研究室 2012年8月16日</p>
---	--	--	---

### ④模型やツールを用いた復興シナリオ検討WSの様子



会場では、模型と①～③のツールを使用して参加者に状況を説明して意見を取りまとめ今後の暮らしの場を中心としたコミュニティの模型をCCDカメラを通して投影し議論した。原発被災地の復興シナリオを検討する際には、公式データやヒアリング調査を基に、現状の放射線量（使用する地形模型に記載）、町のインフラや公共施設整備の目処、除染・復旧状況、開催地の避難者の状況を反映した。①のロールプレイや③で整理した個々のプロジェクトをどこでどのように組み合わせるかを復興シナリオを実現するの検討・共有した。この積み重ねによって、一人一人が自分のシナリオを考え、他のシナリオと比較しながら議論するようになり、第二期の検討に至っている。

凡例：◇浪江町の動き、●なみえ復興塾、まちづくりNPO新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所等との協働の活動。『』著書。

## 第二期 始動プロジェクトの具体化

10月      11月      12月      2013年1月      2月      3月

◇浪江町復興計画第一次策定 10/12

●なみえ復興塾 第3回 10/7

●仮設住宅調査 10/13, 20-21

●なみえ復興塾・調査 11/3-5

移動交通・町内・町外コミュニティWS

多居住・分散型ネットワークコミュニティ全体会

サポート拠点・仮設住宅避難者ヒアリング調査

●十日市にてなみえ復興塾報告会 11/23-24

仮設住宅避難者ヒアリング・アンケート調査

●なみえ復興塾幹事会12/15-16

事業実現に向けた事業スキーム検討

●『原発被災地浪江町はどのように復興できるか』季刊まちづくり37号

●杉内仮設にて事業実施検討会1/20-21

●法制度勉強会(黒田弁護士)1/29

◇浪江町と桑折町が災害公営住宅整備協定締結

●なみえ復興塾・浪江小WS2/8-14

移動交通・町内・町外コミュニティWS

将来暮らしたい夢のまちWS

高齢者住宅・復興支援組織視察

●なみえ復興塾幹事会・浪江小WS2/22-23

●なみえ町復興への始動プロジェクト

『浪江宣言』3/9

### ①ヒアリング調査



岳下仮設住宅においてヒアリング調査を実施し、その結果をもとに、新ぐるりんこや町外コミュニティでの提案を検討するためのWSを行った。

### ②幹事会



浪江町民全体のワークショップを行う前に、各職種のリーダーに集まって頂き、具体的な事業実現に向けた検討が行われた。

### ③アンケート調査



浪江町民の生活行動調査を主に交通の視点から行った。現状の移動手段や外出の機会、目的地などを調査し、新ぐるりんこの検討に活用した。

### 浪江宣言13・03



### ④模型やツールを用いた復興シナリオ検討WSの様子



第二期では、新ぐるりんこ、町内の帰還拠点、まちなか型町外コミュニティ、郊外型町外コミュニティ、町内ニュータウン、の五つのワークショップが並行に進められた。初期段階では、第一期でまとめられた内容を模型化し、これに対して、意見が交わされた。その後、具体的な空間を実現していくための事業スキームについて検討が行われた。最終段階では、これらを踏まえ、浪江町民の自由な発想で将来の空間像を描いてもらうワークショップが行われた。積み木や貼り絵などを用いることで、お互いのイメージが形にされていった。第一期より、大人を中心に話し合いが進められて来たが、第二期では、浪江小学校でのWSを同時に行うことで、町の将来を担っていく子どもたちとも将来像の検討を行うことが出来た。

(2012年8月の報告書より)

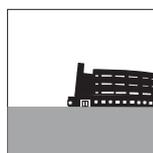
## 第一段階 復旧・復興にむけて起点事業を開始する(復旧始動期) (2013年-2018年)

浪江の復興は息の長いプロセスを進むことになるが、その道筋を進むために今、なるべく早く取りかかるべきことがある。先行きの見えない避難生活を送る中、ふるさと浪江への帰還を願う町民の、「希望」を紡ぎ始めるプロジェクトの始動である。

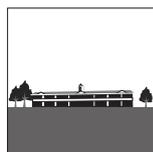
除染活動や帰還準備のためのセンターや、一時帰還の際に町民が利用できる短期滞在や交流の場を整備し、ふるさと浪江との繋がりを徐々に回復する施設や仕組みを整えるさまざまな事業を始める。



**01.** P.6  
復興公営住宅の建設も含め、それぞれの特性に応じた町外コミュニティの基盤を整備し、避難生活の安定を図る



**02.** P.8  
浪江町役場とその周辺を、除染活動や復旧作業・復興事業を統括する前線基地として整備する



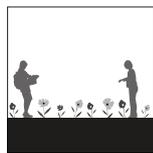
**03.** P.9  
幾世橋小学校とその周辺を、復旧・復興事業に携わる人や、町民のための宿泊施設、交流の場、一時帰宅センターとして整備・活用する



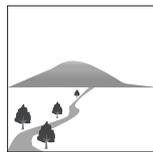
**04.** P.10  
津波に耐えたマリンパークを美しい沿岸地域の象徴とし、除染・修復を行い、ふるさと浪江への思いを紡ぐ場として活用を始める



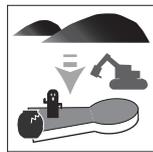
**05.** P.11  
山林と河川の放射能汚染を軽減し、あるいは平野や海に影響を及ぼさないための除染技術の開発・実装実験を行う



**06.** P.12  
農地の維持と農業の技術を活かすために米作などを行い、再生エネルギー活用と連携した事業を始める



**07.** P.13  
海への美しい眺望を持つ大平山を、震災により失われた多くの人々の魂を鎮める森として、町営墓地を含め整備する



**08.** P.14  
大平山や幾世橋～北棚塩地区にかけての高台に眠る埋蔵文化財の発掘・保全を進め、適地で遺跡公園などの整備を行う

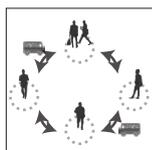
(2012年8月の報告書より)



## 第二段階 復興のための基盤を形成する (復興基盤形成期) (2015年-2020年)

一時帰宅、短期滞在の活発化にあわせた本格的な復興に向けて、その基盤となる道路や住宅などの整備を進める時期である。なるべく早く浪江に戻って過ごしたいと、多くの住民が願っている。その実現のため、長期的な復興を展望し、それに耐えうるビジョンのもとで、美しい浪江の自然風土の回復、道路や上下水道、安全な生活のための嵩上げ道路などの復興の基盤となる施設整備をする。

あわせて、放射線の影響の心配の少ない沿岸地域を中心に、一時帰還、短期滞在・暫定居住のために、新しい構想に基づく住宅の建設を開始する。



### 09. P.18

町外・町内コミュニティを長期の復興プロセスに耐えられるよう充実させ、相互が連携する交通システム等を構築する



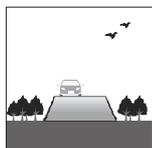
### 10. P.19

復旧事業や海上交通の物流拠点として、そして将来的な漁業再開のために港湾を復旧し、さまざまな活用を可能にする



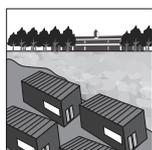
### 11. P.20

沿岸部で、地盤沈下により浸水している地域を海に戻し、干潟のある豊かな自然を楽しむ場として整備する



### 12. P.21

沿岸部の南北幹線である254号線(新・浜街道)を自然豊かな嵩上げ道路として整備し、山側の市街地や集落を守る



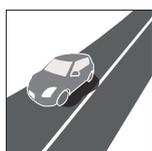
### 13. P.22

幾世橋～北棚塩の高台の南斜面に、早期帰還を望む高齢者等のために、多様な居住様式の復興公営住宅等を建設する



### 14. P.23

農地と農業の継続の為に、農業法人を設立して、まとまった土地で農作物を生産しながら、エネルギー自律都市を目指す



### 15. P.24

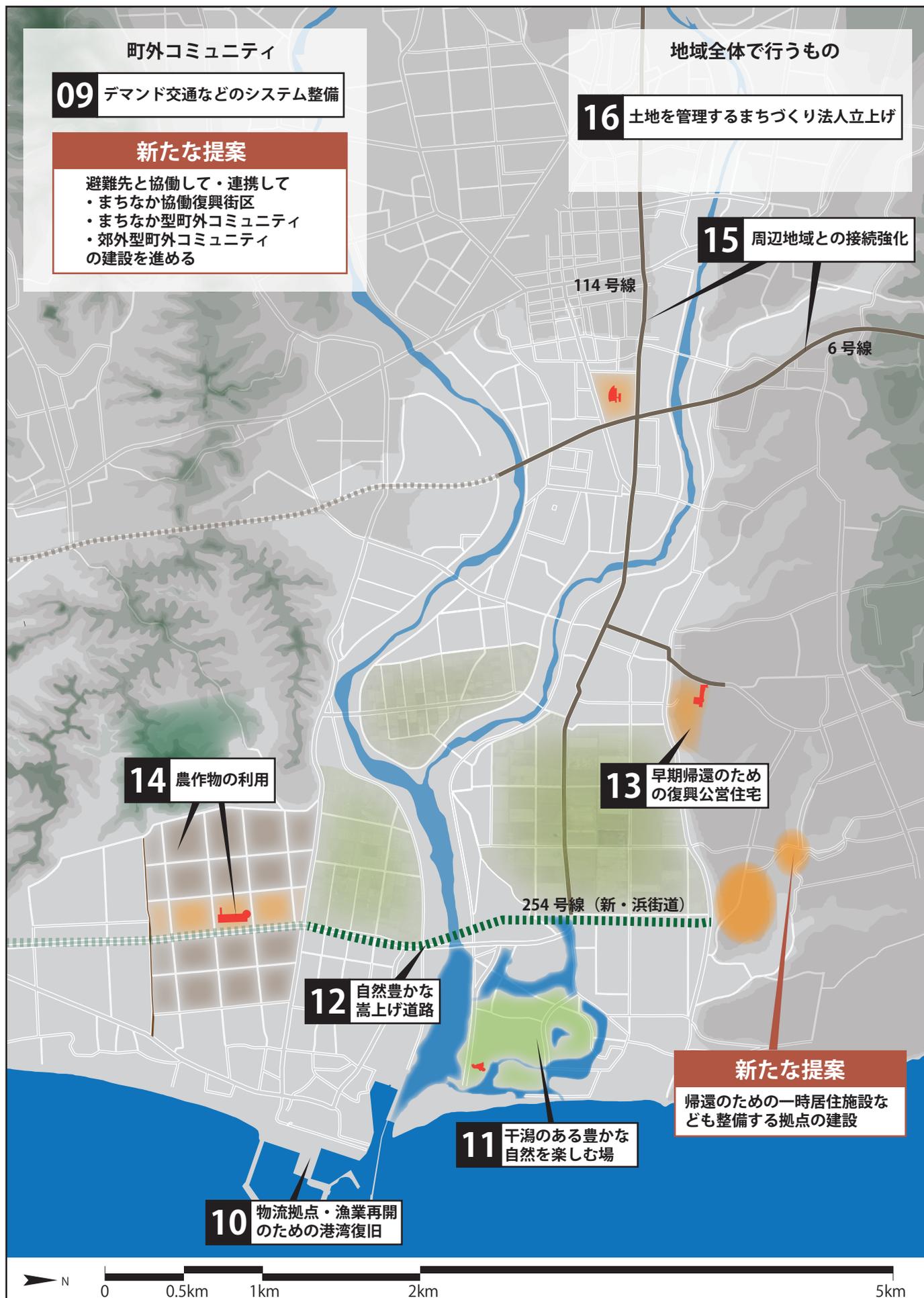
国道6号線の全面復旧、中通りと沿岸部を結ぶ114号線の整備、常磐自動車道の開通など、周辺地域との接続強化を図る



### 16. P.25

帰還を目指す町民・企業・農業者・町などが協力して、土地権利を一括して引き受けるまちづくり法人を立ち上げる

(2012年8月の報告書より)

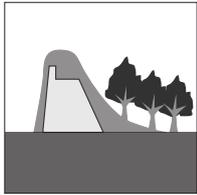


(2012年8月の報告書より)

### 第三段階 定住に向けて環境整備を進める時期（定住環境整備期） （2018年－2030年）

「滞在」ではなく「住む」こと、それが実現できてこそ、本格的なふるさと浪江の復興の幕開けである。この時期には将来の本格的な町民の帰還に備え、復興公営住宅の建設をはじめとした定住環境の整備を計画的・戦略的に進める。

また、復興の要である農業再興、再生可能エネルギー施設整備などによる就業の場の創出など、定住と帰還に向けた環境整備を本格的に進める。沿岸部では自然を楽しむレクリエーションのための施設を充実させ、町民との絆を保ち続ける。



17.

P.28

今も残る請戸川南側の防潮堤と河川堤防に町民参加で植樹を行い、自然公園・海と連続性を保った「森の堤防」に再生する



18.

P.29

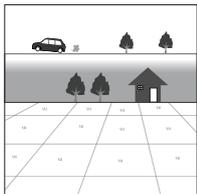
幾世橋～北棚塩の台地・南斜面に建設した復興住宅地を台地上及び小高地区に拡張させる



19.

P.30

豊かな環境を基盤に、再生可能エネルギー等の研究施設、産業施設を本格的に沿岸部に立地させ、新しい産業での雇用を創出する

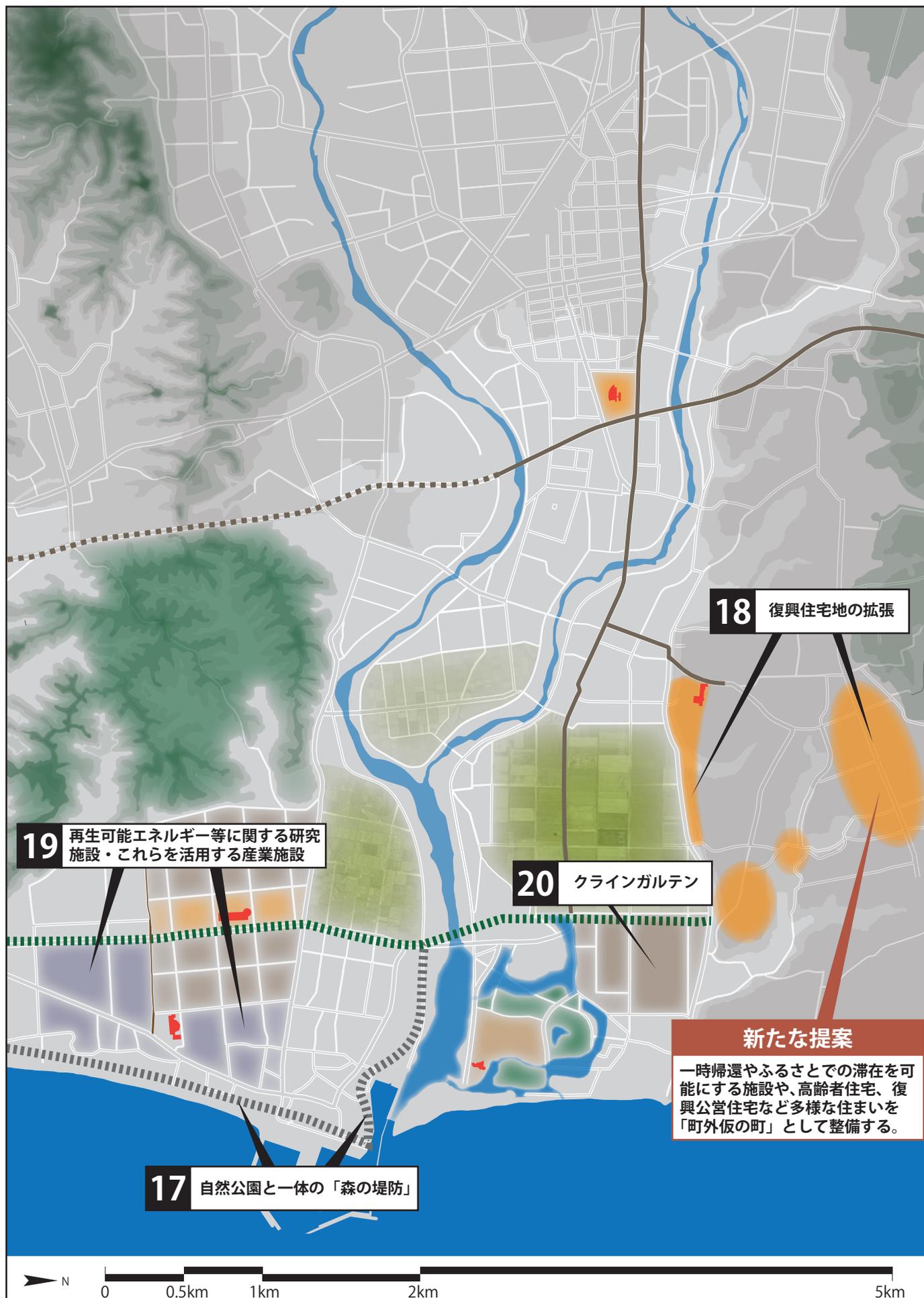


20.

P.31

沿岸部に、自然農法や海・干潟での生活を楽しむ簡易作業のための出小屋、滞在施設を持つクラインガルテンを整備する

(2012年8月の報告書より)



## 第四段階 条件の整った浪江町に本格的な帰還を進める時期 (2025年-2050年)

これまでの持続的な取り組みが実って、浪江町への帰還が本格的に進むのがこの時期である。地域全体に、かつての賑わいが徐々に戻りつつあるこの時期、希望溢れる未来に向かい、それぞれの地区での復興まちづくりを推進する。浪江町を大震災と原発災害を克服した世界に誇れるまちに復興させるのである。帰還が本格化すれば、商業やサービス業も再開することができ、もとの中心商業地の新町商店街や駅前地区の再生を目指したプロジェクトもまちづくり法人などを中核にして進めることができるようになる。



21.

P.34

賑わいの拠点、生活サービスの中心となる中心街の再生プロジェクトを、まちづくり法人をプラットフォームにして計画的に進める



22.

P.35

常磐自動車道の東側地域を中心に、それぞれの地区の特性に合わせた復興計画を作成、実行し、町全体のバランスの取れた再生を実現する



23.

P.36

新しい環境エネルギー産業や、地域の自然・文化を活かしたエコ・ツーリズムなど、各種の新規産業を誘致・振興する



24.

P.37

浪江町などの東日本大震災被災地を主催地に、オリンピックを開催する

(2012年8月の報告書より)



# 調査・研究・ワークショップ関係者

## なみえ復興塾

塾長 原田 雄一

参加者

青田 洋平	朝田 英謙	安部 和子	安部 毅	阿部 義則	石田 健一	石田 全史
伊藤 健秀	牛渡 喜一郎	遠藤 勝彦	遠藤 美奈子	遠藤 和枝	大島 信司	大野 重男
小澤 是寛	小野田トキ子	小山 恒雄	加藤 博康	神長倉 正満	鎌田 優	叶 喜康
亀田 和行	川村 博	川合 陽一	菅家 洋子	木幡 愛子	木幡 俊一	今野 幸四郎
今野 義人	紺野 秀子	紺野 芳夫	佐川 安彦	佐々木 繁子	佐々木 博之	佐藤 一男
佐藤 隆	佐藤 トシ子	佐藤 尚弘	三瓶 友一	志賀 勝彦	志賀 重夫	志賀 誠一
志賀 美樹	志賀 みき子	志賀 雄一	柴 清明	柴田 敬一	柴田 明美	末永 福男
鈴木 静子	鈴木 正一	鈴木 大久	鈴木 文子	瀬賀 範真	高木 伸一	高野 仁久
大坊 雅一	戸川 英勝	朽本 江美	豊島 力	中西 総一郎	長岡 惣一	長橋 明孝
永橋 佐知子	永橋 幸夫	西畑 幹雄	西畑 よし子	西山 孝子	根岸 淑子	根本 洋子
根本 愛	橋本 由利子	畠山 勝	原田 洋二	半谷 秀辰	平賀 祐子	広坂 光弘
藤田 妙子	藤田 政寿	藤田 泰夫	松崎 久美子	松原 茂	松本 信子	末永 一郎
三澤 宏道	村形 一恵	森野 輝恵	森野 富二夫	横山 開	吉田 こはく	吉田 政之
渡部 環	渡辺 里見	渡部 正綱	渡辺 由紀子			

## まちづくり NPO 法人新町なみえ

理事長 神長倉 豊隆 副理事長 新谷 保基

理事

大友 光正	草刈 恒彦	高野 吉隆	原田 雄一	蒔田 嗣夫	矢澤 祥之
蒲生 秀夫	川島 美幸	渡部 和彦			

監事

三浦 一雄	三原 優蔵
-------	-------

スタッフ

赤倉 徹	赤倉 としえ	大友 佳子	草刈 はるよ	原田 アキイ	蒔田 みどり
守岡 竜一	矢澤 浩子				

## 早稲田大学 都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室

代表

佐藤 滋	(早稲田大学 都市・地域研究所 所長、理工学術院教授)
浅野 光行	(早稲田大学理工学術院教授)

幹事

白木 里恵子	(早稲田大学 助手)
阿部 俊彦	(早稲田大学 都市・地域研究所 客員主任研究員)
岡田 昭人	(早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員)
中村 悟	(早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員)

映像撮影・編集

千葉 景房	(早稲田大学 社会連携推進室 常勤嘱託)
-------	----------------------

スタッフ

早稲田大学 都市計画 佐藤滋研究室

荒井 唯香	下田 瑠衣	菅野 圭祐	関谷 有莉	二宮 彬	松村 尚之
楠瀬 朋葉	小林 真大	野村 直人	鷲田 将也	Cesar Bermudez	
宋 基伯	全 ソンイ	張 曉菲	千 ナギョン	Nathanaël Laronche	

早稲田大学 交通計画 浅野光行研究室

石川 大輝	山本 航平	細谷 江梨子	吉田 泰介	中村 瑞穂	山口 沙也加
-------	-------	--------	-------	-------	--------

## 協力

NPO 法人 Jin (川村博 理事長)

福島県中小企業診断協会 (佐藤健一 他)

東洋大学社会学部社会心理学科 (安藤清志 教授)

城西国際大学福祉総合学部 (磯部文雄 学部長) 他